

税務訴訟資料 第259号-151(順号11264)

札幌地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(札幌南税務署長)

平成21年8月28日棄却・確定

判 決

原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	金谷 幸雄
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
处分行改序	札幌南税務署長 草間 久雄
被告指定代理人	清水 亜希
同	高倉 孝志
同	山西 由一
同	行場 孝之
同	宮森 弘治
同	天満 三樹
同	佐藤 未来

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 札幌南税務署長が原告に対し平成17年7月8日付けでした、平成11年3月1日から平成12年2月29日までの事業年度に係る法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (2) 札幌南税務署長が原告に対し平成17年7月8日付けでした、平成12年3月1日から平成13年2月28日までの事業年度に係る法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (3) 札幌南税務署長が原告に対し平成17年7月8日付けでした、平成13年3月1日から平成14年2月28日までの事業年度に係る法人税の更正処分のうち修正申告による所得金額607万1661円、納付すべき税額133万5100円を超える部分及び過少申告加算税・重加算税の賦課決定処分、並びに、修正申告に基づく増加税額に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- (4) 札幌南税務署長が原告に対し平成17年7月8日付けでした、平成14年3月1日から平

成15年2月28日までの事業年度に係る法人税の更正処分のうち修正申告による所得金額2309万2412円、納付すべき税額631万8500円を超える部分及び重加算税の賦課決定処分、並びに、修正申告に基づく増加税額に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。

(5) 訴訟費用は被告の負担とする。

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 前提となる事実

- 1 原告は、金融業、各種債権の売買、金銭債権買取業務及び総合管理等を目的とする株式会社である（弁論の全趣旨）。
- 2 原告は、札幌南税務署長に対し、別表の順号①「確定申告」欄記載のとおり、各事業年度に係る法人税の各確定申告書を、いずれも法定申告期限内に提出した（乙1の①ないし④）（なお、原告における事業年度は3月1日から翌年の2月末日までであり、平成12年2月期とは平成11年3月1日から平成12年2月29日までの事業年度を意味する。平成13年2月期以下についても同じ。）。
- 3 原告は、平成17年3月25日、同署長に対し、確定申告の内容に誤りがあったとして、別表の順号②「修正申告」欄記載のとおり、各修正申告書（以下「本件各修正申告書」という。）を提出した（乙2の①、②）。
- 4 本件各修正申告書の内容は、別表1記載のとおりである（乙2の①、②）。
- 5 札幌南税務署長は、本件各修正申告書の提出を受けて、平成17年7月8日付で、別表の順号③「賦課決定処分」欄記載のとおり、平成14年2月期及び平成15年2月期の法人税に係る重加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分1」という。）を行った（甲1の①）。
- 6 札幌南税務署長は、平成17年7月8日付で、別表の順号④「更正処分等」欄のうち、「所得金額」欄及び「納付すべき税額」欄記載のとおり、各事業年度に係る法人税の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）を行うとともに、別表の順号④「更正処分等」欄のうち、「過少申告加算税の額」欄及び「重加算税の額」欄記載のとおり、過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分2」といい、本件各賦課決定処分1と併せて「本件各賦課決定処分」というほか、本件各賦課決定処分と本件各更正処分とを併せて「本件各処分」という。）を行った（甲1の②ないし⑤）。
- 7 札幌南税務署長が本件各処分を行った経緯等は、次のとおりである（弁論の全趣旨）。
 - (1) 同署長は、平成15年10月6日、原告の平成12年2月期から平成15年2月期まで（以下「本件各事業年度」という。）に係る法人税の調査（以下「本件調査」という。）に着手し、その結果、後記(2)記載の本件各事業年度の所得金額計算上の非違事項を把握したと判断した。
 - (2) 非違事項
 - ア 平成12年2月期
 - (ア) 売上げ
原告は、原告に帰属するB銀行本店営業部の乙名義の普通預金口座（以下「本件乙口座」という。）、C銀行赤坂支店の丙名義の普通預金口座（以下「本件丙口座」という。）及びD銀行東京中央支店の丁名義の普通預金口座（以下「本件丁口座」といい、「本件乙口座」及び「本件丙口座」と併せて「本件3口座」という。）に振り込まれた売上金合計868

万 6 5 0 6 円を公表帳簿に記載せず、申告から除外していた。

(イ) 仕入れ

原告は、乙（以下「乙」という。）に対する架空の仕入代金合計 4 2 0 万円を計上していた。

一方、原告は、乙を代表者とする有限会社E（以下「E」という。）との間の携帯電話解約違約金債権の取立てに係る委託契約に基づき、原告が同社に支払うべき仕入代金合計 7 9 万 7 0 4 8 円を計上していなかった。

(ウ) 預金利子及び道府県民税利子割

原告は、原告に帰属する本件 3 口座及びB銀行本店営業部の戊名義の普通預金口座（以下「本件戊口座」という。）に係る各預金利子（以下「本件預金利子」という。）及び各道府県民税利子割（以下「本件道府県民税利子割」という。）合計 1 8 0 円を収入から除外していた。

イ 平成 1 3 年 2 月期

(ア) 売上げ

原告は、本件 3 口座に振り込まれた売上金 5 9 5 万 8 3 4 4 円を公表帳簿に記載せず、申告から除外していた。

(イ) 仕入れ

原告は、乙に対する架空の仕入代金合計 2 0 0 万円を計上していた一方、Eに支払うべき仕入代金 7 万 0 6 4 8 円を計上していなかった。

(ウ) 役員報酬及び給料手当

原告は、原告の取締役である戊（以下「戊」という。）に対する架空の役員報酬及び給料手当合計 4 2 万 5 0 0 0 円を計上していた。

(エ) 預金利子及び道府県民税利子割

原告は、本件預金利子及び本件道府県民税利子割合計 1 4 8 円を収入から除外していた。

(オ) 還付道府県民税利子割

原告は、法人税法 2 6 条 1 項 1 号の規定により益金の額に算入されない道府県民税利子割の還付金 2 5 円を雑収入として計上していたが、確定申告書において所得金額から減算していなかった。

ウ 平成 1 4 年 2 月期

(ア) 売上げ

原告は、本件 3 口座に振り込まれた売上金合計 6 6 万 5 0 0 0 円及び株式会社F（以下「F」という。）へ譲渡した債権（以下「本件 F 転売債権」という。）に係る売上金 5 5 0 万円並びに平成 1 3 年 1 1 月 2 日にGへ譲渡した債権（以下「本件 G 転売債権 1」という。）に係る売上金 3 8 0 0 万円について、いずれも公表帳簿に記載せず、申告から除外していた。

(イ) 仕入れ

原告は、有限会社H（以下「H」という。）に対する真実は 5 0 0 万円の仕入代金を 1 0 0 0 万円として過大に計上していた。

(ウ) 役員報酬

原告は、戊に対する架空の役員報酬 1 0 2 万円を計上していたほか、原告の取締役であ

るI（以下「I」という。）に対する架空の役員報酬125万円も計上していた。

（エ） 福利厚生費

原告は、原告の代表取締役である甲（以下「原告代表者」という。）及びその家族の海外旅行に係る費用を、国内で行った社員旅行に係る費用であると仮装し、架空の福利厚生費111万2610円を計上していた。

（オ） 預金利子及び道府県民税利子割

原告は、本件預金利子及び本件道府県民税利子割合計72円を収入から除外していた。

（カ） 販売手数料

原告は、J及びKに対し、債権の仕入れに係る販売手数料合計595万0551円を簿外で支出していたが、かかる簿外支出を販売手数料として計上していなかった。

エ 平成15年2月期

（ア） 売上げ

原告は、平成14年12月16日にGへ譲渡した債権（以下「本件G転売債権2」という。）に係る売上金8000万円を公表帳簿に記載せず、申告から除外していた。

また、原告は、有限会社Lに対する架空の売上金1268万2666円を計上していた。

（イ） 仕入れ

原告は、M株式会社からの債権仕入れに係る仕入代金合計3000万円を簿外で支出していたが、かかる簿外支出を仕入代金として計上していなかった。

（ウ） 役員報酬

原告は、戊に対する架空の役員報酬51万円及びIに対する架空の役員報酬300万円をいずれも計上していた。

（エ） 福利厚生費

原告は、原告代表者及びその家族の海外旅行に係る費用を、国内で行った社員旅行に係る費用であると仮装し、架空の福利厚生費122万0090円を計上していた。

（オ） 預金利子

原告は、本件預金利子6円を収入から除外していた。

（カ） 販売手数料

原告は、有限会社Nに対し、債権の仕入れに係る販売手数料364万1654円を簿外で支出していたが、かかる簿外支出を販売手数料として計上していなかった。

（3） 同署長は、本件調査を受けていた原告が平成17年3月25日に提出した本件各修正申告書を受け、平成17年7月8日付で本件各賦課決定処分1を行ったほか、本件各修正申告書により修正されなかった本件各事業年度の所得金額計算上の非違事項等を是正するため、同日付で本件各更正処分及び本件各賦課決定処分2を行った。

8 原告は、平成17年8月9日、札幌南税務署長に対し、本件各処分に不服があるとして、国税通則法（以下「通則法」という。）75条1項1号に基づき、別表の順号⑤「異議申立て」欄記載のとおり、異議申立てを行った（甲2）。

これに対し、同署長は、同年11月2日付で、別表の順号⑥「異議決定」欄記載のとおり、原告の異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定を行った（甲3）。

9 原告は、平成17年11月30日、国税不服審判所長に対し、8の異議決定を経た後の本件各処分にお不服があるとして、通則法75条3項に基づき、別表の順号⑦「審査請求」欄記載の

とおり、審査請求を行った（甲4）。

これに対し、同所長は、平成18年11月29日付けで、別表の順号⑧「裁決」欄記載のとおり、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決を行った（甲5）。

第3 当事者の主張の要旨

（被告の主張）

1 本件各更正処分の適法性について

原告の本件各事業年度の所得金額及び納付すべき税額は、別表2記載のとおりであり、その内訳は、別紙別表2の内訳記載のとおりである。

しかしながら、原告が札幌南税務署長に提出した平成12年2月期及び平成13年2月期の各確定申告書並びに平成14年2月期及び平成15年2月期の本件各修正申告書に記載された所得金額及び納付すべき税額は、国税に関する法律の規定に従っていなかったか、又は札幌南税務署長が調査したところと異なるものであったため、札幌南税務署長は、通則法24条の規定に基づき、本件各更正処分を行った。

そして、本件各更正処分における所得金額及び納付すべき金額（別表の順号④「更正処分等」欄のうち、「所得金額」欄及び「納付すべき税額」欄参照）は、いずれも、別表2の原告の本件各事業年度の所得金額及び納付すべき税額の範囲内である。

よって、本件各更正処分は適法である。

2 本件各賦課決定処分1の適法性について

原告は、国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたため、札幌南税務署長は、通則法68条1項の規定に基づき、本件各賦課決定処分1を行った（各加算税の額の算出方法は、別紙各加算税の算出方法1記載のとおりである。）。

よって、本件各賦課決定処分1は適法である。

3 本件各賦課決定処分2の適法性について

原告は、国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたため、札幌南税務署長は、通則法65条1項又は68条1項に基づき、本件各賦課決定処分2を行った。

そして、原告の本件各事業年度の加算税の額は、別表2記載のとおりとなるから（各加算税の額の算出方法は、別紙各加算税の算出方法2記載のとおりである。）、本件各賦課決定処分2における加算税の額（別表の順号④「更正処分等」欄のうち、「重加算税の額」欄及び「過少申告加算税の額額」欄参照）は、いずれも、その範囲内である。

よって、本件各賦課決定処分2は適法である。

（原告の主張）

1 本件各更正処分の適法性について

原告の本件各事業年度の所得金額及び納付すべき税額が別表2記載のとおりであることは否認ないし争う。

2 本件各賦課決定処分1及び2の適法性について

原告が、国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたことは否認ないし争う。

第4 爭点

本件の争点は、①原告の本件各事業年度の所得金額及び納付すべき税額はいくらか、②原告が、国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたか否か、の2点であるが、具体的には次のとおりである。

1 本件G転売債権1に係る売上金について（争点1）

- (1) 本件G転売債権1に係る売上金3800万円は平成14年2月期に計上すべきか。
- (2) 原告が平成14年2月期において、上記売上金3800万円を売上高に計上しなかつたことについて、通則法68条1項に規定する「隠ぺい」又は「仮装」の事実（以下「隠ぺい・仮装の事実」という。）があるか。

（被告の主張）

- (1) 収益は、収入すべき権利が確定したときの属する事業年度に計上することが原則であるところ、原告は、平成13年11月2日、Gに対して本件G転売債権1を譲渡（転売）した際、Gとの間で、借用書等の書類と現金を交換しているから、この時点で、収入すべき権利が確定したというべきである。したがって、本件G転売債権1に係る売上金は、平成13年11月2日の属する事業年度である平成14年2月期に計上すべきである。
- (2) 原告は、平成14年2月期及び平成15年2月期のいずれの事業年度においても本件G転売債権1に係る売上金を計上せず、むしろ、原告名ではなく「○株式会社」名義の領収証を発行しているから、本件G転売債権1に係る売上金を意図的に申告除外したというべきである。よって、原告には隠ぺい・仮装の事実がある。

（原告の主張）

- (1) 本件G転売債権1は、多数の債務者に対する不良債権の集合であるところ、この種の債権の取引では、債務者に死亡、所在不明、破産等がないか調査すること（すなわち、検収すること）が重要である。そのため、原告は、この種の不良債権の売買においては、買主が検収を終了した旨を連絡してきた時点をもって、収入すべき権利が確定したとして売上高に計上することにしていた。

本件G転売債権1の売買においても、Gが同債権を検収することになっており、当該検収は、契約が成立した平成13年11月2日から約4か月後の平成14年3月ころに終了する予定であった。よって、本件G転売債権1に係る売上金は、平成14年2月期ではなく、平成15年2月期に計上すべきものである。

- (2) (1)のとおり、本件G転売債権1に係る売上金は、平成15年2月期に計上すべきものであったが、平成15年2月期の確定申告の段階で計上することを失念してしまった。そして、原告は、その後、修正申告により、平成15年2月期に本件G転売債権1に係る売上金を計上したから、原告に隠ぺい・仮装の事実はない。

2 本件G転売債権2に係る売上金について（争点2）

- (1) 本件G転売債権2に係る売上金8000万円は平成15年2月期に計上すべきか。
- (2) 原告が平成15年2月期において、上記売上金8000万円を売上高に計上しなかつたことについて、隠ぺい・仮装の事実があるか。

（被告の主張）

- (1) 原告は、平成14年12月16日、Gに対して本件G転売債権2を譲渡（転売）した際、

Gとの間で、借用書等の書類と現金を交換しているから、この時点で、収入すべき権利が確定したというべきである。したがって、本件G転売債権2に係る売上金は、平成14年12月16日の属する事業年度である平成15年2月期に計上すべきである。

(2) 原告は、平成14年12月16日、P(以下「P」という。)から本件G転売債権2を3641万6540円で仕入れ、同日、Gに対して本件G転売債権2を8000万円で譲渡(転売)したところ、原告は、Pとの取引は平成15年2月期の公表帳簿に記載したが、Gとの取引は公表帳簿に記載せず、あえて簿外とした。また、原告は、平成14年12月17日、Gから受領した8000万円のうちの2000万円を、「Q」(以下「Q」という。)の名義を用いて原告の預金口座に振り込み、Qからの借入金と仮装した。このような事情等からすれば、原告は、本件G転売債権2に係る売上金を意図的に申告除外したというべきである。よって、原告には隠ぺい・仮装の事実がある。

(原告の主張)

(1) 本件G転売債権2の売買においても、Gが同債権を検収することとなっており、当該検収は、契約が成立した平成14年12月16日から約8か月後の平成15年8月ころに終了する予定であった。よって、本件G転売債権2に係る売上金は、平成15年2月期ではなく、平成16年2月期に計上すべきものである。

(2) (1)のとおり、本件G転売債権2に係る売上金は、平成15年2月期ではなく平成16年2月期に計上すべきものであり、原告は、その平成16年2月期に本件G転売債権2に係る売上金を計上したから、原告に隠ぺい・仮装の事実はない。

3 原告代表者及びその家族の海外旅行に係る費用について(争点3)

原告が平成14年2月期及び平成15年2月期において、原告代表者及びその家族の海外旅行に係る費用を福利厚生費として計上したことについて、隠ぺい・仮装の事実があるか。

(被告の主張)

原告は、平成14年2月期の福利厚生費に、大阪への社員旅行費用であるとして111万2610円を計上したが、実際には大阪への社員旅行を実施しておらず、原告代表者及びその家族によるハワイ旅行の費用を計上していた。また、原告は、平成15年2月期の福利厚生費に、沖縄への社員旅行費用であるとして122万0090円を計上したが、実際には沖縄への社員旅行を実施しておらず、原告代表者及びその家族によるニューヨーク旅行及びハワイ旅行の費用を計上していた。よって、原告には隠ぺい・仮装の事実がある。

(原告の主張)

平成14年2月期及び平成15年2月期の福利厚生費に計上した金額は、業務遂行上の必要に迫られて実施した正規の役員による海外視察及び研修費用である。そして、原告が大阪及び沖縄への社員旅行として計上したのは、顧問税理士から国内旅行費用として計上した方がよいと指導を受けたからであり、原告に仮装の意思はなかった。よって、原告に隠ぺい・仮装の事実はない。

なお、原告は、修正申告により、原確定申告を修正した。

4 本件F転売債権に係る売上金について(争点4)

本件F転売債権に係る売上金550万円を売上高に計上しなかったことについて、隠ぺい・仮装の事実があるか。

(被告の主張)

原告は、平成13年12月10日、Fに対してHから仕入れた債権の一部(本件F転売債権)

を譲渡（転売）したところ、原告は、その事実を十分認識しながら、本件F転売債権に係る売上金550万円を売上高に計上しなかった。よって、原告には隠ぺい・仮装の事実がある。

（原告の主張）

平成14年2月期のFとの取引は、原告代表者をはじめ役員・社員は直接関与しておらず、すべて仲介人・代理人を通じての取引であったため、原告は、同取引があつたことの認識が希薄となっていた。また、原告は、売上金のほとんどを販売手数料その他の経費等で費消してしまったことから、同売上金を計上することを失念してしまった。よって、原告に隠ぺい・仮装の事実はない。

なお、原告は、修正申告により、原確定申告を修正した。

5 Hに対する仕入代金について（争点5）

原告が平成14年2月期において、Hに対する仕入代金であるとして500万円を過大に計上したことについて、隠ぺい・仮装の事実があるか。

（被告の主張）

原告は、平成13年6月7日、Hから債権を500万円で仕入れたにもかかわらず、所得金額を圧縮し税負担を免れることを意図して架空の領収証を作成し、Hに対する仕入代金を1000万円として計上した（500万円を過大に計上した）。よって、原告には隠ぺい・仮装の事実がある。

（原告の主張）

平成14年2月期のHに対する仕入代金が500万円過大に計上されたのは、原告が同社から500万円で債権を仕入れた時に、原告代表者も同社から無償で評価額500万円の債権を譲り受けたため、両債権を誤って混同してしまったからである。よって、原告に隠ぺい・仮装の事実はない。

なお、原告は、修正申告により、原確定申告を修正した。

6 本件3口座に振込入金された売上金について（争点6）

(1) 平成12年2月期ないし平成14年2月期において、本件3口座に振込入金された売上金は、原告に帰属するか。

(2) 原告が平成12年2月期ないし平成14年2月期において、本件3口座に振込入金された売上金を売上高に計上しなかったことについて、隠ぺい・仮装の事実があるか。

（被告の主張）

(1) 本件3口座は、いずれも原告代表者が開設手続を行つた口座であること、原告が保有を公表している口座（以下「本件公表口座」という。）と本件3口座の入出金は連続して行われ、本件3口座の資金は本件公表口座に入金されていること、本件3口座への振込入金者の大多数は原告の顧客であること等の事情からすれば、本件3口座は、原告が管理していた口座であることが明らかである。よって、本件3口座に振込入金された売上金は、原告に帰属する。

(2) 原告は、平成12年2月期ないし平成14年2月期の確定申告に当たり、本件3口座に振込入金された売上金を売上高に計上していないところ、(1)の事実からすれば、原告に隠ぺい・仮装の事実があることは明らかである。

（原告の主張）

本件3口座のうち本件乙口座は乙の口座であつて、原告の口座ではない。原告は、乙から、携帯電話解約違約金債権回収の委託を受けて本件乙口座の通帳を預かり、その回収を行つていたも

のにすぎず、本件乙口座に振込入金された売上金は全額乙に返還されている。

その余の本件丙口座及び本件丁口座は、確かに、原告が金融業を営む上で必要に迫られて作成した架空・借名口座であるが、本件当時、両口座は既に他の者へ譲渡されていた。

よって、本件3口座に振込入金された売上金は、原告に帰属するものではない。

7 乙に対する仕入代金について（争点7）

(1) 原告が乙に対する仕入代金として計上した平成12年2月期の420万円及び平成13年2月期の200万円は、いずれも架空か。

(2) 原告が平成12年2月期及び平成13年2月期において、上記(1)の各金額を乙に対する仕入代金として計上したことについて、隠ぺい・仮装の事実があるか。

(被告の主張)

(1) 原告は、乙に対する仕入代金として、平成12年2月期に合計420万円、平成13年2月期に合計200万円をそれぞれ計上しているところ、原告は、その仕入代金を、本件乙口座とは別の口座であるC銀行札幌支店の乙名義の普通預金口座（以下「本件乙口座2」という。）に振り込んでいる。しかしながら、本件乙口座2は、原告が乙に対する仕入代金を振り込むために自ら開設した原告の口座であり、また、原告が乙又は乙を代表者とするEから債権を仕入れた事実や、原告が乙又はEにその仕入代金を支払った事実もない。よって、平成12年2月期及び平成13年2月期に計上された乙に対する仕入代金は、いずれも架空のものである。

(2) (1)の事実からすれば、原告に隠ぺい・仮装の事実があることは明らかである。

(原告の主張)

平成12年2月期及び平成13年2月期に計上した乙に対する仕入代金は、原告が乙から仕入れた携帯電話解約違約金債権の仕入代金である。よって、平成12年2月期及び平成13年2月期に計上された乙に対する仕入代金は、いずれも架空のものではない。

8 戊に対する役員報酬及び給与手当について（争点8）

(1) 原告が戊に対する役員報酬及び給与手当として計上した平成13年2月期の42万5000円、平成14年2月期の102万円及び平成15年2月期の51万円は、いずれも架空か。

(2) 原告が平成13年2月期ないし平成15年2月期において、上記(1)の役員報酬及び給与手当を計上したことについて、隠ぺい・仮装の事実があるか。

(被告の主張)

(1) 原告は、平成13年2月期ないし平成15年2月期に、戊に対する役員報酬及び給与手当を計上しているところ、原告は、その役員報酬等を、B銀行本店営業部の戊名義の普通預金口座（本件戊口座）に振り込んでいる。しかしながら、本件戊口座は、原告が戊に対する役員報酬等を振り込むために自ら開設した原告の口座であり、また、原告が戊に対して役員報酬等を支払っていた事実もない。よって、平成13年2月期ないし平成15年2月期に計上された戊に対する役員報酬等は、いずれも架空のものである。

(2) (1)の事実からすれば、原告に隠ぺい・仮装の事実があることは明らかである。

(原告の主張)

戊は、会社経営の経験があり、とりわけ労務管理についての知識が豊富であったことから、原告は、常日頃から経営等について戊の助言を受けてきた。平成13年2月期ないし平成15年2月期に計上された戊に対する役員報酬等は、間違いなく戊に支給されたものであり、いずれも架空のものではない。このことは、戊が、原告から振り込まれた役員報酬等を自らの所得として確

定申告していることからも明らかである。

9 Iに対する役員報酬について（争点9）

原告がIに対する役員報酬として計上した平成14年2月期の125万円及び平成15年2月期の300万円は、いずれも架空か。

(被告の主張)

原告は、平成14年2月期及び平成15年2月期に、I（原告代表者の子）に対する役員報酬を計上しているところ、原告は、その役員報酬を、C銀行札幌支店のI名義の普通預金口座（以下「本件I口座」という。）に振り込んでいる。しかしながら、本件I口座は、原告がIに対する役員報酬を振り込むために自ら開設した原告の口座であり、また、Iが原告の取締役として活動していた事実も一切ない。よって、平成14年2月期及び平成15年2月期に計上されたIに対する役員報酬は、いずれも架空のものである。

(原告の主張)

原告は、原告の取締役であるIに対し、Iが国内で就学中は原告の業務を手伝った対価として、Iが米国に留学中は米国の専門学校に通学する傍ら、米国債権回収市場等の実態動向調査等を行ったことに対する対価として、役員報酬を支払ったものであり、平成14年2月期及び平成15年2月期に計上されたIに対する役員報酬は、いずれも架空のものではない。

10 被告が認定した原告代表者への貸付金に係る利息について（争点10）

(1) 被告が平成12年2月期ないし平成15年2月期において、本件調査により把握した所得金額計算上の非違事項のうち一部の金額を原告代表者への貸付金（以下「本件貸付金」という。）として認定し、それに係る利息（以下「本件貸付金に係る認定利息」という。）を所得金額に加算したことは適法か。

(2) 原告が平成12年2月期ないし平成15年2月期において、本件貸付金に係る認定利息を所得金額に加算しなかったことについて、隠ぺい・仮装の事実があるか。

(被告の主張)

(1) 本件G転売債権1及び本件G転売債権2に係る各売買代金並びに本件F転売債権に係る売買代金を現金で受領したのは原告代表者であること、本件3口座、本件乙口座2、本件戊口座及び本件I口座を管理していたのは原告代表者であることなどからすると、被告が本件各更正処分において加算した所得金額については、原告代表者が管理していたというべきである。

したがって、被告が、本件各更正処分に際して本件各事業年度の所得金額に加算し減算した各金額のうち、別表3-2のとおり、原告代表者への貸付金（本件貸付金）として認定し、同別表3-1のとおり、本件貸付金に係る認定利息を算出したこと、及び、同別表2のとおり、本件貸付金に係る認定利息を所得金額に加算したことは適法である。

(2) 被告が主張する本件貸付金は、別表3-2のとおりであるところ、本件各修正申告に基づく役員貸付金及び被告が主張する所得金額に基づく役員貸付金の加算額のうち、本件I報酬の役員報酬否認額にかかる役員貸付金を除いた役員貸付金について、いずれも原告に隠ぺい・仮装の事実があるから、これら隠ぺい・仮装の事実に起因する本件貸付金に基づいて算定した本件認定利息を所得金額から除外して申告していたことについても、隠ぺい・仮装の事実がある。

(原告の主張)

(1) 本件各事業年度の所得金額のうち増加が認められるのは、本件各修正申告書に係る増加所得金額及び平成14年2月期の更正処分に係る福利厚生費520円のみである。したがって、

原告代表者に対する貸付金は、平成14年2月期の修正申告に係る1161万2090円、平成15年2月期の修正申告に係る2653万7624円及び平成14年2月期の更正処分に係る520円であり、これに基づく認定利息は、平成14年2月期が11万6125円、平成15年2月期が38万1497円となり、これを超える認定利息並びに平成12年2月期及び平成13年2月期の認定利息は発生しない。

(2) 平成14年2月期及び平成15年2月期の各修正申告に係る増加所得金額並びに平成14年2月期の更正処分に係る福利厚生費520円には、隠ぺい・仮装の事実はないので、これに基づく平成14年2月期の11万6125円及び平成15年2月期の38万1497円の各認定利息についても、隠ぺい・仮装の事実はない。

1.1 本件預金利子及び本件道府県民税利子割について（争点11）

(1) 被告が平成12年2月期ないし平成15年2月期において、本件3口座及び本件戊口座に係る本件預金利子及び本件道府県民税利子割を所得金額に加算したことは適法か。

(2) 原告が平成12年2月期ないし平成15年2月期において、本件預金利子及び本件道府県民税利子割を所得金額に加算しなかったことについて、隠ぺい・仮装の事実があるか。

(被告の主張)

(1) 本件3口座及び本件戊口座は、いずれも原告の口座であるから、同口座に係る本件預金利子及び本件道府県民税利子割も原告に帰属する。そして、本件乙口座の預金取引明細書及び普通預金口座別残高表、本件丙口座の普通預金元帳、本件丁口座の預金取引明細表、並びに、本件戊口座の普通預金口座別残高表に基づき、本件預金利子及び本件道府県民税利子割を算定すると、別表4のとおりとなる。

よって、被告が平成12年2月期ないし平成15年2月期において、本件3口座及び本件戊口座に係る本件預金利子及び本件道府県民税利子割を所得金額に加算したことは適法である。

(2) 原告は、本件3口座及び本件戊口座がそれぞれの名義人に帰属するものであるかのように仮装していたから、本件3口座及び本件戊口座に係る本件預金利子及び本件道府県民税利子割についても、原告に隠ぺい・仮装の事実がある。

(原告の主張)

本件3口座及び本件戊口座は、いずれも原告の口座ではないから、同口座に係る本件預金利子及び本件道府県民税利子割も原告に帰属しない。よって、被告が平成12年2月期ないし平成15年2月期において、本件3口座及び本件戊口座に係る本件預金利子及び本件道府県民税利子割を所得金額に加算したことは違法である。

1.2 事業税の額について（争点12）

被告が平成13年2月期ないし平成15年2月期において、本件各更正処分に基づく所得金額の増加に伴い納付すべきとした事業税の額は適法か。

(被告の主張)

すでに述べたとおり、被告が本件において主張する原告の本件各事業年度の所得金額は適法であるところ、被告は、これら適法な所得金額の加算額及び減算額に基づいて、平成12年2月期ないし平成14年2月期の所得金額を計算し、各事業年度の翌事業年度において納付すべきこととなる事業税の額を算定した。よって、被告が、平成13年2月期ないし平成15年2月期において、本件各更正処分に基づく所得金額の増加に伴い納付すべきとした事業税の額は適法である。

(原告の主張)

被告が主張する事業税相当額のうち、平成14年2月期の福利厚生費520円及び認定利息11万6125円に係る平成15年2月期の事業税については損金の額に算入されるが、それ以外の事業税は発生しないから、被告が納付すべきとした事業税の額は違法である。

第5 爭点に対する当裁判所の判断

1 本件G転売債権1に係る売上金について（争点1）

(1) 本件G転売債権1に係る売上金3800万円は平成14年2月期に計上すべきかについて

ア 法人税法22条2項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資産等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」と規定し、4項は、同条2項に規定する「当該事業年度の収益の額」は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」と規定しているところ、収益は、原則として、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきものであり、ただ例外として、取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準の中から当該法人が特定の基準を選択し、継続してその基準によって収益を計上している場合は、法人税法上も同会計処理を正当なものとして是認することができるというべきである（最高裁平成●●年（○○）第●●号同5年11月25日第一小法廷判決・民集47巻9号5278頁参照）。

イ 証拠と弁論の全趣旨によれば、原告の属する業界では、通常、債務者が、提出した借入れ当初の「借用書」、金融業者が入金状況を管理している「入金状況表」及び本人を確認できるものとしての「申込書」といういわゆる「3点セット」（以下「3点セット書類」という。）と現金との交換により売買が成立し（乙3）、一般的には3点セット書類と現金とを交換した日が取引日であり、売上金を計上すべき日であるという運用が取られていたところ（乙4）、原告は、Gに対し、平成13年11月2日、本件G転売債権1を譲渡（転売）し、同日、Gから、3点セット書類と引換えにその売買代金として3800万円を受領したこと（乙4、5、弁論の全趣旨）が認められるから、本件G転売債権1の売買においては、本件G転売債権1に係る3点セット書類と売上金3800万円の交換が行われた平成13年11月2日に収入すべき権利が確定したというべきである。

ウ これに対し、原告は、本件G転売債権1のような不良債権の集合債権の取引では検収が重要であるから、原告は、買主が検収を終了した旨を連絡してきた時点をもって収入すべき権利が確定したとして売上高に計上することにしていたと主張し、原告代表者も本人尋問においてこれに沿う供述をする。

しかしながら、証拠によれば、原告は、平成15年10月6日、Gとの間で、本件G転売債権1と同種の債権の取引を行っているところ（乙12）、原告は、平成16年2月期の総勘定元帳（非課税売上高）に、当該債権に係る売上金1156万3695円を、取引日である平成15年10月6日付けで記載していること（乙13）が認められるから、原告が、買主が検収を終了した旨を連絡してきた時点をもって収入すべき権利が確定したとして売上高に計上するという会計処理を行っていたとする原告代表者の供述は信用することができず、他に原告の主張する事実を認めるに足りる証拠はない。

エ よって、本件G転売債権1に係る売上金3800万円は、原則どおり、平成13年11月

2日の属する事業年度である平成14年2月期に計上すべきであったというべきである。

- (2) 原告が平成14年2月期において、本件G転売債権に係る売上金3800万円を売上高に計上しなかつたことについて、隠ぺい・仮装の事実があるかについて

ア 証拠と弁論の全趣旨によれば、①原告は、本件G転売債権1の売買契約を締結する際、契約書及び領収証を作成しなかつたこと（弁論の全趣旨）、②原告は、本件G転売債権1に係る売上金3800万円を、平成14年2月期及び平成15年2月期における総勘定元帳（売上高）及び総勘定元帳（非課税売上高）に記載しなかつたこと（乙10の①、②、11の①、②）、③原告は、平成15年9月ころ、Gから、本件G転売債権1の売買について、G宛ての領収証を作成して持ってきてほしい旨の連絡を受けた際、原告名義ではなく、原告が所持していた本件G転売債権1の元債権者であるO株式会社（以下「O」という。）のゴム印及び会社印を使用してO名義の領収証を作成してGに交付していること（乙4、5）、④原告は、本件G転売債権1に係る売上金3800万円を会社の経費には計上しづらい交際費等の支払に当てたほか、原告代表者からの貸付金として処理していたこと（乙4）が認められ、これらの事実を総合すれば、原告は、本件G転売債権1に係る売上金3800万円をあえて原告の売上高に計上せず、意図的に申告除外したと強く推認される。

イ これに対し、原告代表者は、本人尋問において、本件G転売債権1に係る売上金を隠したものではない旨供述するが、前記認定事実に照らして信用することができず、他に前記推認を覆すに足りる証拠はない。

ウ よって、原告には隠ぺい・仮装の事実があると認められる。

2 本件G転売債権2に係る売上金について（争点2）

- (1) 本件G転売債権2に係る売上金8000万円は平成15年2月期に計上すべきかについて

ア 証拠（乙7、17の①、②）と弁論の全趣旨によれば、原告は、Gに対し、平成14年1月16日、本件G転売債権2を譲渡（転売）し、同日、Gから、3点セット書類と同種の契約書及び申込カード等の債権書類と引換えにその売買代金として8000万円を受領したことが認められるから、本件G転売債権2に係る債権書類と売上金8000万円の交換が行われた平成14年12月16日に収入すべき権利が確定したというべきである。

イ これに対し、原告は、本件G転売債権2のような不良債権の集合債権の取引では買主が検収を終了した旨を連絡してきた時点をもって収入すべき権利が確定したとして売上高に計上することにしていたと主張するが、同主張が認められないことは前記説示のとおりである。

ウ よって、本件G転売債権2に係る売上金8000万円は、原則どおり、平成14年12月16日の属する事業年度である平成15年2月期に計上すべきであったというべきである。

- (2) 原告が平成15年2月期において、本件G転売債権2に係る売上金8000万円を売上高に計上しなかつたことについて、隠ぺい・仮装の事実があるかについて

ア 証拠と弁論の全趣旨によれば、①原告は、平成14年12月16日、Pから、債権額7億2843万0805円の本件G転売債権2を3641万6540円で買い受け、同日、Gに対し、本件G転売債権2を8000万円で譲渡（転売）し、Gからその売買代金として8000万円を受領しているところ、原告は、平成15年2月期の総勘定元帳に、平成14年12月16日になされた本件G転売債権2の取引のうち、Pとの取引は記載したが、Gとの取引は記載しなかつたこと（前記認定事実、乙14ないし18、弁論の全趣旨）、②原告は、平成14年12月17日、Gから受領した8000万円のうちの2000万円を、Qの名義

を用いて原告の預金口座に振り込んでQからの借入金と仮装し（乙8、弁論の全趣旨）、平成15年2月期の総勘定元帳（短期借入金）に、平成14年12月17日にQから2000万円を借り受けた旨の虚偽の記載をしたこと（乙20）が認められ、これらの事実を総合すれば、原告は、本件G転売債権2に係る売上金8000万円をあえて原告の売上高に計上せず、意図的に申告除外したと強く推認される。

イ これに対し、原告は、本件G転売債権2に係る売上金は、平成15年2月期ではなく平成16年2月期に計上すべきものであり、実際、原告は、その平成16年2月期に本件G転売債権2に係る売上金を計上したから、原告に隠ぺい・仮装の事実はないと主張し、原告代表者も本人尋問においてこれに沿う供述をする。

しかしながら、そもそも本件G転売債権2に係る売上金は平成15年2月期に計上すべきものであり、平成16年2月期に計上すべきものではないことは前記説示のとおりである上、原告が平成16年2月期に本件G転売債権2に係る売上金（ただし、一部の4000万円）を計上したのは、平成15年12月25日であり（乙12、13）、本件調査が始まった後であるから、平成16年2月期に本件G転売債権2に係る売上金を計上したことをもって、本件G転売債権2に係る売上金を意図的に申告除外したとの前記推認を覆すことはできず、他に前記推認を覆すに足りる証拠はない。

ウ よって、原告には隠ぺい・仮装の事実があると認められる。

3 原告代表者及びその家族の海外旅行に係る費用について（争点3）

原告が平成14年2月期及び平成15年2月期において、原告代表者及びその家族の海外旅行に係る費用を福利厚生費として計上したことについて、隠ぺい・仮装の事実があるかについて

(1) 証拠によれば、次の事実が認められる（証拠は認定事実ごとに摘示する。）。

ア 原告は、平成14年2月期の総勘定元帳（福利厚生費）の平成13年8月10日の欄の摘要欄に、「社員旅行 大阪 8／10～8／14 10名」、借方金額欄に「1,112,610」と記載した（乙21）。

イ 原告は、株式会社R札幌支店に対し、旅行代金として、111万2610円を支払い、株式会社R札幌支店は、原告に対し、平成13年8月10日、その旨の領収証を発行した（乙22、23）。

ウ 前記アの社員旅行は、実際には、原告代表者、その前妻であるS、子のT及び子のIによるハワイ旅行であり、前記イの領収証はその旅行費用の領収証である（乙23、24）。

エ 原告は、平成15年2月期の総勘定元帳（福利厚生費）の平成14年3月20日の欄の摘要欄に「社員旅行 沖縄 内金（株）R」、借方金額欄に「150,000」と記載し、同年4月15日の欄の摘要欄に「社員旅行 沖縄 9名 5泊6日（株）R」、借方金額欄に「948,590」と記載し、同月16日の欄の摘要欄に「社員旅行 沖縄 残金（株）R」、借方金額欄に「99,340」と記載し、同月17日の欄の摘要欄に「社員旅行 沖縄 残金（株）R」、借方金額欄に「22,160」と記載した（乙25）。

オ 株式会社R札幌支店は、原告に対し、平成14年4月17日、旅行代金として122万0090円（前記エの各金額を合計した金額）を受領した旨の領収証を発行した（乙26）。

カ 前記エの社員旅行は、実際には、原告代表者、S、Tがアメリカ合衆国のニューヨークへ行き、そこに当時在住していたIをガイド兼通訳として加えた家族4人で、ニューヨーク及びハワイを旅行したというものであり（乙23）、前記オの領収証はその旅行費用の領収証

である（乙23、24）。

(2) 前記認定事実によれば、原告は、平成14年2月期の総勘定元帳（福利厚生費）の欄に、社員10名による大阪への旅行費用と記載しているところ、実際には、原告代表者、その前妻であるS、子のT及び子のIによるハワイ旅行であることが認められる。また、原告は、平成15年2月期の総勘定元帳（福利厚生費）の欄に、社員9名による沖縄への旅行費用を記載しているところ、実際には、原告代表者、S、Tがアメリカ合衆国のニューヨークへ行き、そこに当時在住していたIをガイド兼通訳として加えた家族4人で、ニューヨーク及びハワイを旅行したというものであることが認められる。

いずれの旅行時においても、原告代表者、S及びIは会社役員の地位にあったことが認められるものの（乙47）、Tは会社役員又は従業員ではなかったこと（弁論の全趣旨）、旅行をしたのは家族4人のみであり他の役員及び従業員は参加していないことからすると、これらの旅行は、社員旅行ではなく原告代表者家族による家族旅行であることが明らかである。そして、原告は、このような家族旅行を社員旅行として記載していること、旅行に参加した社員の人数を10名または9名として実際の人数（4人）よりも多く記載していることからすると、原告は、原告代表者の家族による私的な旅行を社員旅行と仮装して申告したと認められる。

(3) これに対し、原告は、平成14年2月期及び平成15年2月期の福利厚生費に計上した金額は、業務遂行上の必要に迫られて実施した正規の役員による海外視察及び研修費用であり、また、原告が大阪及び沖縄への社員旅行として計上したのは顧問税理士の指導によるものであるから、原告に仮装の意思はないと主張する。

しかしながら、原告代表者は、旅行当時、新しい事業の具体的なイメージはなかった旨供述していること（乙23）、Sは、平成14年2月期計上のハワイ旅行については、単なる観光が目的であること、平成15年2月期計上のニューヨーク及びハワイ旅行は、観光に加えて、ニューヨークでホームステイ中のIの元を訪れ、5月以降の留学に備えてアパートを探したり、家財道具を調達するための旅行である旨述べていることからすると（乙24）、業務遂行上の必要に迫られて実施した旅行であるとは認められない。また、原告代表者の家族しか参加していないこと、平成15年2月期計上のニューヨーク及びハワイ旅行はホームステイ中のIの元を訪れていることからすると、社員を慰労する目的の旅行とも認められない。さらに、顧問税理士の指導によるとの主張については、原告は、当該指導の内容、そのときの状況、国内旅行にするように指導した理由等を何ら具体的に主張しないから、指導の存在自体疑わしいと言わざるを得ない。

よって、原告の主張は採用することができない。

(4) 以上のとおりであるから、原告には隠ぺい・仮装の事実があると認められる。

4 本件F転売債権に係る売上金について（争点4）及びHに対する仕入代金について（争点5）

(1) 証拠によれば、次の事実が認められる（証拠は認定事実ごとに摘示する。）。

ア 原告は、平成13年6月7日、Hから、見積額1億円の不良債権を500万円で買い受け（以下、原告が買い受けたこの債権を「H債権」という。）（乙27）、Hに対し、その売買代金を支払った（乙8、33）。その際、原告は、契約書を作成せず、また、Hから領収証も受領しなかった（乙33）。

イ 原告は、平成14年2月期の総勘定元帳（仕入高）の6月7日の摘要欄に「（株）H」、借方金額欄に「10,000,000」とそれぞれ記載した（乙28、33）。

ウ 原告代表者は、H債権の一部である本件F転売債権をFに譲渡（転売）することを決め、Fの取締役であるU（以下「U」という。）と電話で取引金額や取引日等について協議した。

原告とFとの取引は京都市内で行われることになったことから、原告代表者は、友人であるK（以下「K」という。）に紹介してもらった名古屋市在住のV（以下「V」という。）に対してFとの取引を依頼することにし、Vに対し、本件F転売債権の借用書等の3点セット書類を宅急便で送るとともに、電話で、「取引相手にダンボールに入っている書類を現金と引換えに渡し、受け取った現金はKに渡してもらいたい。」と直接伝えた（乙8、27、29ないし31）。

Vは、平成13年12月10日、京都市内において、Uに対して前記3点セット書類を渡し、それと引換えにUから売買代金550万円を受領した。その後、Vは受領した売買代金550万円をKに預け、Kが原告代表者に対して売買代金550万円を交付した（乙8、27、29ないし32）。この取引の際、原告は、契約書を作成せず、また、領収証も発行しなかった（乙27）。

エ 原告は、本件F転売債権に係る売上金550万円を平成14年2月期の総勘定元帳（売上高）及び総勘定元帳（非課税売上高）に記載しなかった（乙10の①、②、27）。

オ 原告は、平成14年2月期の決算前に、原告の債権売買等の仲介業務を請け負っていたJに指示して、平成13年6月7日付で、H債権の売買代金を1000万円とする原告宛てのH名義の領収証を発行させた（乙33、34）。

(2) 本件F転売債権に係る売上金550万円を売上高に計上しなかったことについて、隠ぺい・仮装の事実があるかについて

ア 前記認定事実によれば、原告は、平成14年2月期の総勘定元帳に、本件F転売債権の取引のうち、Hとの取引は記載したが、Fとの取引は記載しなかったことが認められるところ、すでに認定してきたように、原告は本件G転売債権1及び2に係る各売上金についても隠ぺい行為を行っていることを総合すると、原告は、本件F転売債権に係る売上金550万円をあえて原告の売上高に計上せず、意図的に申告除外したと強く推認される。

イ これに対し、原告は、Fとの取引はすべて仲介人・代理人を通じての取引であったため、同取引があったことの認識が希薄となっていたこと等から、F転売債権に係る売上金を計上することを失念してしまったものであり、原告に隠ぺい・仮装の事実はないとして主張する。

しかしながら、前記認定事実によれば、原告代表者がFとの取引を認識していたことは明らかであるし、原告代表者は、本件調査の際、本件F転売債権に係る売上金を売上高として計上しなかった理由について、原告の帳簿に記載していないリベートや交際費の支払があったためであるとか、仕入資金を確保するためであるなどと供述していたこと（乙27）に照らすと、前記原告の主張は、到底これを採用することができない。

ウ よって、原告には隠ぺい・仮装の事実があると認められる。

(3) 原告が平成14年2月期において、Hに対する仕入代金であるとして500万円を過大に計上したことについて、隠ぺい・仮装の事実があるかについて

ア 前記認定事実によれば、原告は、HからH債権を500万円で買い受けたにもかかわらず、平成14年2月期の総勘定元帳（仕入高）に、H債権を1000万円で仕入れた旨を記載し、かつ、その後、Jに対し、H債権の売買代金を1000万円とする原告宛てのH名義の領収証を発行させているのである。また、証拠（乙8）によれば、原告代表者は、本件調査の際、

H債権の仕入代金を1000万円とした理由について、所得金額を圧縮して税金を少なくすることにより、次の期の仕入資金を確保するためであったと供述していることが認められる。

これらの事実からすれば、原告は、所得金額を圧縮して税負担を免れることを意図して、Hに対する仕入代金を500万円過大に計上して1000万円としたと認められる。

イ これに対し、原告は、Hから500万円でH債権を仕入れた時に、原告代表者もHから無償で評価額500万円の債権を譲り受けたため、両債権を誤って混同してしまったからであると主張し、原告代表者も本人尋問においてこれに沿う供述をする。

しかしながら、原告代表者は、債権回収業を営んでいないのであるから（原告代表者本人）、原告代表者名で不良債権を譲り受けること自体不自然、不合理である上、原告代表者の供述は、自らが500万円相当の債権を無償で譲り受けたと供述する一方で、原告がその債権を保管・請求していると供述するなど一貫していないから、原告代表者の供述を信用することはできず、他に前記認定を覆すに足りる証拠はない。

ウ よって、原告には隠ぺい・仮装の事実があると認められる。

5 本件3口座に振込入金された売上金について（争点6）

(1) 証拠と弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる（証拠は認定事実ごとに摘要する。）。

ア 本件乙口座は、平成11年1月28日、B銀行本店営業部で開設された普通預金口座（口座番号 ）であり、同年2月9日から、平成12年7月31日までの間、入出金の取引が行われた。また、本件乙名義口座には、複数の者からの振込入金がある（乙35の①、②、弁論の全趣旨）。

イ 本件丙口座は、平成10年10月22日、C銀行（現C銀行）六本木支店で開設された普通預金口座（六本木支店から赤坂支店に移管されており、それに伴い、口座番号も開設時から へと変更されている。）であり、平成10年12月15日から平成13年10月17日までの間、入出金の取引が行われた。また、本件丙口座には、複数の者からの振込入金がある（乙36の①、②、弁論の全趣旨）。

ウ 本件丁口座は、平成11年2月4日、D銀行本店営業部（現D銀行東京中央支店）で開設された普通預金口座（口座番号 ）であり、同年4月5日から平成13年12月14日までの間、入出金の取引が行われた。また、本件丁口座には、複数の者からの振込入金がある（乙37の①、②、弁論の全趣旨）。

エ 原告は、別表6記載のとおりの普通預金口座（以下「本件公表口座」という。）を保有している（乙1の①ないし③に添付された預貯金等の内訳書）。また、原告代表者は、本件公表口座に含まれる他人名義口座以外にも、平成10年から平成11年頃にかけて複数の預金口座を開設した（乙38）。

オ B銀行登川支店の現金自動預払機の操作記録によると、平成12年5月8日午前9時7分から同日午前9時13分までの間、本件丙口座、本件乙口座並びに本件公表口座であるW名義口座、丁名義口座（本件丁口座とは別の口座である。）、X名義口座及び原告名義口座のATM操作が連続して行われた上、これらの口座から出金された金員の合計額50万3000円が、直ちに原告名義の預金口座に振り込まれている（乙39の①）。

また、同年8月23日午前9時11分から同日午前9時13分までの間、本件丁口座及び本件公表口座である原告名義口座のATM操作が連続して行われ、本件丁口座から出金された60万円が、直ちに原告名義の口座に振り込まれている（乙39の②）。

カ 原告は、顧客の業務管理資料として「Y」と題する顧客の管理名簿（以下「本件顧客名簿」という。）を作成しており、同名簿には、顧客名及び債権管理の情報が記載されている（乙40）。

キ 原告は、平成12年2月期ないし平成14年2月期において、本件3口座に振込入金された金額を、平成12年2月期ないし平成14年2月期の各総勘定元帳（売上高）に記載しなかつた（乙10の①、弁論の全趣旨）。

(2) 平成12年2月期ないし平成14年2月期において、本件3口座に振込入金された売上金は、原告に帰属するかについて

ア 前記認定事実によれば、平成12年5月8日午前9時7分から同日午前9時13分までの間、B銀行登川支店の現金自動預払機において、本件丙口座、本件乙口座並びに本件公表口座であるW名義口座、丁名義口座（本件丁口座とは別の口座である。）、X名義口座及び原告名義口座のATM操作が連続して行われた上、これらの口座から出金された金員の合計額50万3000円が、直ちに原告名義の預金口座に振り込まれており、また、同年8月23日午前9時11分から同日午前9時13分までの間、本件丁口座及び本件公表口座である原告名義口座のATM操作が連続して行われ、本件丁口座から出金された60万円が、直ちに原告名義の口座に振り込まれているのである。

そして、本件3口座の取引記録によると、本件3口座には延べ542回の振込入金がされており、本件3口座に振込入金した者は別表7の1記載のとおりであるところ（乙35の②、36の②、37の②）、本件3口座への振込入金者を五十音名寄せ順に並べ替えた上で、原告の顧客名簿の顧客名と照らし合わせると、別表7の2記載のとおり、計352回の振込入金のうち281回の振込入金が、原告の顧客名簿の顧客名による振込みであることが認められる（弁論の全趣旨）。

さらに、乙は、本件乙口座の総合口座（普通預金）印鑑票（乙35の①）に記載されている生年月日が自己のものと違う上、筆跡や印鑑も自己のものではないから、本件乙口座は自己の口座ではないと供述しているところ（乙42）、原告代表者が札幌国税局収税官吏に対して提出した申述書（乙41）の筆跡、本件乙口座の総合口座（普通預金）印鑑票（乙35の①）の筆跡、本件丙口座の印鑑（署名鑑）届（乙36の①）の筆跡及び本件丁口座のスーパー総合口座取引印鑑等届（乙37の①）の筆跡は、それぞれ似ている箇所が見受けられることからすると、本件3口座はいずれも原告代表者によって開設された口座であると推認され、この推認を覆すに足りる証拠はない。

以上のとおり、本件3口座と原告の口座が短時間に同じ現金自動預払機において連続して取引されていること、本件3口座へ振込入金した者の多くが原告の顧客であること、本件3口座は原告代表者によって開設された口座であること等といった事実を総合すれば、本件3口座は原告に帰属する口座であると認められる。

イ これに対し、原告は、本件乙口座は乙の口座であって原告の口座ではなく、原告は、乙から、携帯電話解約違約金債権回収の委託を受けて本件乙口座の通帳を預かり、その回収を行っていたものにすぎないと主張するところ、確かに、証拠（乙45、46）によれば、原告は、平成11年初めころ、Eの代表取締役である乙から、携帯電話解約違約金債権回収の委託を受けたことが認められる（乙45、46）。

しかしながら、この事実は、本件3口座は原告に帰属する口座であるとの前記認定を左

右するには足りず、他に前記認定を左右するに足りる証拠はない。

また、原告は、本件丙口座及び本件丁口座は、原告の口座であったが、本件当時、両口座は既に他の者へ譲渡されていたと主張する。

しかしながら、原告の主張は、譲渡の日時、相手方等が明らかにされないなど具体性が全くない上、原告の主張を認めるに足りる証拠もないから、到底採用することができない。

ウ 以上のとおりであるから、平成12年2月期ないし平成14年2月期において、本件3口座に振込入金された売上金は、原告に帰属すると認められる。

(3) 原告が平成12年2月期ないし平成14年2月期において、本件3口座に振込入金された売上金を売上高に計上しなかったことについて、隠ぺい・仮装の事実があるかについて

ア (1)で認定した事実に(2)で説示したところを総合すれば、原告は、原告に帰属する本件3口座に振込入金された売上金を意図的に申告除外したと認められ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

よって、原告には隠ぺい・仮装の事実があると認められる。

イ そして、平成12年2月期ないし平成14年2月期の各事業年度の売上金から除外された本件3口座に係る振込入金額は、別表8の1ないし4記載のとおりとなるから（弁論の全趣旨）、原告の平成12年2月期ないし平成14年2月期の各事業年度の所得金額に加算すべき本件3口座の振込入金に係る売上金は、平成12年2月期が1141万4214円、平成13年2月期が607万9745円、平成14年2月期が68万3000円となる。

6 乙に対する仕入代金について（争点7）

(1) 証拠と弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる（証拠は認定事実ごとに摘示する。）。

ア 原告は、平成12年2月期の総勘定元帳（仕入高）の平成11年12月2日の摘要欄に「商品を仕入れた（預金）乙」、借方金額欄に「300,000」と記載し、同月17日の摘要欄に「商品を仕入れた（預金）乙」、借方金額欄に「1,900,000」と記載し、平成12年1月5日の摘要欄に「商品を仕入れた（預金）乙」、借方金額欄に「1,000,000」と記載し、同年2月9日の摘要欄に「商品を仕入れた（預金）乙」、借方金額欄に「1,000,000」と記載した（乙43の①）。

また、原告は、平成13年2月期の総勘定元帳（仕入高）に、平成12年11月8日の摘要欄に「乙」、借方金額欄に「1,000,000」と記載し、平成12年12月1日の摘要欄に「乙」、借方金額欄に「1,000,000」と記載した（乙43の②）。

イ 本件乙口座2は、平成11年1月27日、C銀行（現C銀行）札幌支店で開設された普通預金口座（口座番号 ）であり、同年12月2日から平成12年12月1までの間、入出金の取引が行われた（甲44の①、②、弁論の全趣旨。）。

ウ 本件乙口座2には、前記アに対応して、原告から、平成11年12月2日に30万円、同月17日に190万円、平成12年1月5日に100万円、同年2月9日100万円、同年11月8日に100万円、平成12年12月1日に100万円が振り込まれ、そして、上記原告からの振込金額は、各振込日に、振込金額全額が引き出されている（乙44の②）。

(2) 原告が乙に対する仕入代金として計上した平成12年2月期の420万円及び平成13年2月期の200万円は、いずれも架空か、及び、原告が平成12年2月期及び平成13年2月期において、上記各金額を乙からの仕入代金として計上したことについて、隠ぺい・仮装の事実があるかについて

ア 前記認定事実によれば、原告は、平成12年2月期に合計420万円、平成13年2月期に合計200万円をそれぞれ本件乙口座2に振り込むとともに、これを乙に対する仕入代金として計上しているところ、乙は、本件乙口座2に係る印鑑（署名鑑）届について、本件乙口座と同様、生年月日や筆跡が違う上、届出印も保管しておらず、また、原告代表者から同口座を作るという連絡を受けたこともないと供述していること（乙42）、本件乙口座2に係る印鑑（署名鑑）届の筆跡は、原告代表者が札幌国税局収税官吏に対して提出した申述書（乙41）の筆跡と酷似していることからすると、本件乙口座2も本件3口座同様、原告代表者によって開設された原告に帰属する口座であると推認され、この推認を覆すに足りる証拠はない。

この事実に、原告は様々な売上金をあえて原告の売上高に計上せず意図的に申告除外したり、あるいは、所得金額を圧縮して税負担を免れることを意図して仕入代金を仮装したりしていたこと等といった前記認定事実を総合すれば、原告は、所得金額を圧縮して税負担を免れることを意図して、乙に対する架空の仕入代金を平成12年2月期及び平成13年2月期に計上したと推認される。

イ これに対し、原告は、平成12年2月期及び平成13年2月期に計上した乙に対する仕入代金は、原告が乙から仕入れた携帯電話解約違約金債権の仕入代金であり、架空のものではないと主張するところ、確かに、証拠（乙45）によれば、原告は、平成11年初めころ、Eの代表取締役である乙から、携帯電話解約違約金債権回収の委託を受け、当初、原告とEとの間では、原告が回収した携帯電話解約違約金を原告とEが折半して取得することになっていたが、その後、回収がはかどらないとの原告から申出により、回収した携帯電話解約違約金のうち7ないし8割を原告が、その余をEがそれぞれ取得することを合意したことが認められる。

しかしながら、証拠（乙42）によれば、原告は、Eに対し、回収した携帯電話解約違約金を支払っていないと認められるから、前記認定事実は、平成12年2月期及び平成13年2月期に計上した乙に対する仕入代金が架空であるとの前記認定を左右するものではなく、他に前記認定を左右するに足りる証拠はない。

ウ 以上のとおりであるから、原告には隠ぺい・仮装の事実があると認められる。

7 戊に対する役員報酬及び給与手当について（争点8）

(1) 証拠と弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる（証拠は認定事実ごとに摘要する。）。

ア 戊は、平成13年5月30日から平成15年10月31日まで、原告の取締役の地位にあった（乙47）。

イ 原告は、平成13年2月期の総勘定元帳（給料手当）の平成12年10月24日の摘要欄に「従業員に給料を支払う 戊」、借方金額欄に「85,000」と記載した（乙48の①）。また、原告は、平成13年2月期の総勘定元帳（役員報酬）の平成12年11月22日の摘要欄に「従業員に給料を支払う 戊」、借方金額欄に「85,000」と記載し、同年12月22日の摘要欄に「役員報酬を支払う 戊」、借方金額欄に「85,000」と記載し、平成13年1月23日の摘要欄に「役員報酬を支払う 戊」、借方金額欄に「85,000」と記載し、同年2月23日の摘要欄に「役員報酬を支払う 戊」、借方金額欄に「85,000」と記載した（乙48の②。以上支払額合計42万5000円）。

原告は、平成14年2月期の総勘定元帳（役員報酬）において、平成13年3月23日、

同年4月24日、同年5月23日、同年6月21日、同年7月23日、同年8月22日、同年9月20日、同年10月24日、同年11月21日、同年12月25日、平成14年1月23日及び同年2月22日の各摘要欄に「役員報酬を支払う 戊」、同借方金額欄に「85,000」とそれぞれ記載した（乙48の③。以上支払額合計102万円）。

さらに、原告は、平成15年2月期の総勘定元帳（役員報酬）において、平成14年3月22日、同年4月24日、同年5月24日、同年6月24日、同年7月24日及び同年8月22日の各摘要欄に「役員報酬を支払う 戊」、同借方金額欄に「85,000」とそれぞれ記載した（乙48の④。以上支払額合計51万円）（以下、原告が戊に対する役員報酬及び給与手当として計上した平成13年2月期の42万5000円、平成14年2月期の102万円及び平成15年2月期の51万円を「本件戊報酬」という。）。

ウ 本件戊口座は、平成12年10月6日にB銀行本店営業部で開設された普通預金口座（口座番号) であり、同年10月24日から平成14年9月7日までの間、入出金の取引が行われている（乙49の①、②）。

エ 本件戊口座には、前記イの本件戊報酬に対応して、原告から、平成12年10月24日、同年11月22日、同年12月25日、平成13年1月24日、同年2月23日、同年3月23日、同年4月24日、同年5月24日、同年6月22日、同年7月24日、同年8月23日、同年9月21日、同年10月24日、同年11月21日、同年12月25日、平成14年1月24日、同年2月22日、同年3月22日、同年4月24日、同年5月24日、同年6月24日、同年7月24日及び同年8月22日に、それぞれ8万5000円が振り込まれている（乙49の②）。

オ 本件戊口座の取引があった平成12年10月24日から平成14年9月7日までの間、同口座へ振込入金された金額は、前記エの原告による本件戊報酬の振込入金のほかに、有限会社Lから平成12年12月11日に振り込まれた24万1705円、有限会社Zから平成13年1月17日に振り込まれた70万円がある（乙49の②）。

カ B銀行登川支店の現金自動預払機の操作記録によると、平成13年1月18日13時31分から同日13時33分までの間、本件戊口座及び原告名義の口座のATM操作が連続して行われ、本件戊口座から出金された70万円が、直ちに原告名義の口座に振り込まれている（乙50の①）。

また、同支店の現金自動預払機の操作記録によると、平成13年3月28日10時52分から同日10時55分までの間、本件戊口座、本件丙口座並びに本件公表口座である丁口座、W口座、X口座及び原告名義口座のATM操作が連続して行われ、本件戊口座から出金された101万円が、直ちに原告名義の口座に振り込まれている（乙50の②）。

(2) 本件戊報酬は、いずれも架空か、及び、原告が本件戊報酬を計上したことについて、隠ぺい・仮装の事実があるかについて

ア 前記認定事実を前提として、以下、上記争点について判断する。

戊は、本件調査の際、元娘婿である原告代表者に頼まれて原告の取締役として名前を貸しただけであり、原告の仕事をしたことや原告の経営に関して助言をしたことはなく、本件戊報酬も受け取っていないと供述しているところ（乙52）、この戊の供述は、戊が上記供述当時、すでに原告の取締役を辞任しており、原告と利害関係を有していないかったこと、戊は本件戊報酬について確定申告しており（乙52）、報酬の受領について虚偽の供述をする動

機が特に認められないとからすると、信用することができる。よって、戊は、原告の業務につき何ら関わっておらず、また、原告から本件戊報酬を受け取っていないことが認められる。

そして、①本件戊口座と原告に帰属する口座は連続してATM操作されていること（前記認定事実）、②本件戊口座に係る総合口座（普通預金）印鑑票、（乙49の①）の筆跡は、原告代表者が札幌国税局収税官吏に対して提出した申述書（乙41）の筆跡と似ていること、Sは、同印鑑票の筆跡は原告代表者のものであり、開設手続を行ったのは原告代表者であると供述していること（乙24）、戊は同印鑑票の筆跡について、自己のものではなく、そもそもB銀行本店と取引したことではない旨供述していること（乙52）を総合すれば、本件戊口座は原告代表者によって開設された口座であると認められること、③本件戊口座には、原告による本件戊報酬のほかに、有限会社Lから24万1705円、有限会社Zから70万円が振り込まれているところ（前記認定事実）、原告代表者は、いずれの入金も、原告代表者が、有限会社L及び有限会社Zの各代表者に貸し付けた金銭の返済であると供述していること（乙51）、④Sは、本件戊口座の通帳及びキャッシュカードは、原告代表者が管理し、入出金も原告代表者が行っていたと供述していること（乙24）を総合すれば、本件戊口座は、原告に帰属する口座であると認められる。

そうすると、原告は、原告に帰属する本件戊口座に本件戊報酬を振り込んで、実際に戊に対して本件戊報酬を支払ったように装ったと認められる。

イ これに対し、原告は、本件戊報酬は間違いなく戊に支給されたものであって、このことは、戊が原告から振り込まれた役員報酬等を自らの所得として確定申告していることからも明らかであると主張し、原告代表者も本人尋問においてこれに沿う供述をするところ、確かに、戊が原告から振り込まれた本件戊報酬を自らの所得として確定申告していたこと（乙52）は原告が主張するとおりである。

しかしながら、戊が確定申告をしていたのは、原告の経理上、本件戊報酬が支払われたことになっていたからにすぎず（乙52）、実際に戊は本件戊報酬を受け取っていないのであるから（前記認定事実）、戊が確定申告していたとの事実は、原告が戊に対して本件戊報酬を支払ったかのように装ったとの前記認定を左右するものではなく、他に前記認定を左右するに足りる証拠はない。

ウ 以上のとおりであるから、本件戊報酬は、いずれも架空のものであり、かつ、原告には隠ぺい・仮装の事実があると認められる。

8 Iに対する役員報酬について（争点9）

(1) 証拠と弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる（証拠は認定事実ごとに摘示する。）。

ア Iは、平成13年5月30日から、原告の取締役の地位にある（乙47）。

イ 原告は、平成14年2月期の総勘定元帳（役員報酬）において、平成13年10月24日、同年11月21日、同年12月25日、平成14年1月23日及び同年2月22日の各摘要欄に「役員報酬を支払う I」、借方金額欄に「239,760」と記載し、また、上記各日の別の摘要欄に「源泉税預かり I」、借方金額「10,240」と記載した（乙48の③。上記金額の合計125万円）。

また、原告は、平成15年2月期の総勘定元帳（役員報酬）において、平成14年3月22日、同年4月24日、同年5月24日、同年6月24日、同年7月23日、同年8月21

日、同年9月24日、同年10月24日、同年11月25日、平成15年1月22日及び同年2月24日の各摘要欄に「役員報酬を支払う I」借方金額欄に「239,760」と記載し、また、上記各日の別の摘要欄（ただし、7月は23日ではなく24日である。）に「源泉税預かり I」、借方金額「10,240」と記載した（乙48の④。上記金額の合計300万円）（以下、原告がIに対する役員報酬として計上した平成14年2月期の125万円及び平成15年2月期の300万円を「本件I報酬」という。）。

ウ 本件I口座は、平成13年10月5日、C銀行札幌支店で開設され、同年10月17日から入出金の取引が行われた（乙55の①、②）。

エ 本件I口座には、前記イに対応して、平成13年10月24日、同年11月21日、平成14年1月24日、同年2月22日、同年3月22日、同年4月24日、同年5月24日、同年6月24日、同年7月23日、同年8月21日、同年9月24日、同年10月24日、同年11月25日、平成15年1月22日及び同年2月24日に原告からそれぞれ23万9760円、平成13年12月25日に原告から27万480円、平成14年12月24日に原告から23万9440円が振り込まれている（乙55の②）。

オ Iは、平成12年4月から平成14年3月までの間、専門学校a札幌校においてデザイン等を学んでおり、そのころからb内の服飾関係のテナントでアルバイトをしていた。Iは、その後、平成14年4月から、アメリカに留学した（乙24）。

(2) 本件I報酬は、いずれも架空かについて

ア 前記認定事実を前提として、以下、上記争点について判断する。

Sは、本件調査の際、本件I口座は、原告代表者の指示により、C銀行のメールオーダーサービスを利用して開設した旨（乙24）、印鑑（署名鑑）届（乙55の①）への記入及び捺印は原告代表者の指示により行った旨（乙24）、本件I口座の預金通帳及びキャッシュカードは、平成14年6月にSが原告代表者と離婚するまでは原告代表者が管理しており、その後も原告代表者が管理していると思われる旨（乙24）、本件I口座の金銭の出し入れは原告代表者が行っていた旨供述している。

ところで、Sは、平成13年5月30日から平成14年5月31日までの間、原告の取締役として主に経理を担当していたから（乙24）、当時の原告の経理に詳しい人物であるといえる。また、Sは、原告代表者の元配偶者であり、Iの母でもあるから（乙54）、原告代表者及びIの財産等の実情について最も詳しい人物であることができる。そうすると、そのような地位にあるSの前記供述は、信用することができるというべきである。

よって、本件I口座は、原告代表者の指示によって開設された口座であって、原告代表者によって管理されていた口座であると認められる。

また、前記認定事実によれば、Iは、平成12年4月から平成14年3月までの間、専門学校a札幌校に通学し、平成14年4月から、アメリカに留学しているところ、Sは、本件調査の際、この間、Iが原告の経営や業務に関与したことはなかった旨（乙24、54）、原告代表者は、会社の経営に関して子に相談するような人間ではなく、Iも債権回収や会社経営に関する知識を有していない旨（乙24）、Iを原告の取締役にしたのはIが留学する費用を捻出するためであったと思われる旨（乙24）供述しているのであるから、Iは、原告の経営及び業務に一切関与していなかったと認められる。

以上の事実を総合すれば、本件I報酬は、いずれも架空のものであると認められる。

イ これに対し、原告は、Iが国内で就学中は原告の業務を手伝った対価として、Iが米国に留学中は米国の専門学校に通学する傍ら米国債権回収市場等の実態動向調査等を行ったことに対する対価としてそれぞれ役員報酬を支払ったものであり、本件I報酬は、いずれも架空のものではないと主張するが、前記認定事実に反し採用することができない。

ウ よって、本件I報酬は、いずれも架空のものであると認められる。

9 本件預金利子及び本件道府県民税利子割について（争点11）

(1) 被告が平成12年2月期ないし平成15年2月期において、本件3口座及び本件戊口座に係る本件預金利子及び本件道府県民税利子割を所得金額に加算したことは適法かについて
すでに認定してきたように、本件3口座及び本件戊口座はいずれも原告に帰属する口座であるところ、本件乙口座の預金取引明細表及び普通預金口座別残高表（乙35の②）、本件丙口座の普通預金元帳（乙36の②）、本件丁口座の預金取引明細表（乙37の②）及び本件戊口座の普通預金口座別残高表（乙49の②）に基づいて、本件預金利子及び本件道府県民税利子割を算定すると、別表4のとおりになると認められる。

よって、被告が平成12年2月期ないし平成15年2月期において、本件3口座及び本件戊口座に係る本件預金利子及び本件道府県民税利子割を所得金額に加算したことは適法である。

(2) 原告が平成12年2月期ないし平成15年2月期において、本件預金利子及び本件道府県民税利子割を所得金額に加算しなかったことについて、隠ぺい・仮装の事実があるかについて
すでに認定してきたように、原告は、本件3口座及び本件戊口座が原告に帰属するものであるにもかかわらず、それぞれの名義人に帰属するものであるかのように装っていたのであるから、本件3口座及び本件戊口座に係る本件預金利子及び本件道府県民税利子割についても、原告には隠ぺい・仮装の事実があると認められる。

10 被告が認定した原告代表者への貸付金に係る利息について（争点10）

(1) 被告が平成12年2月期ないし平成15年2月期において、本件調査により把握した所得金額計算上の非違事項のうち一部の金額を原告代表者への貸付金（本件貸付金）として認定し、それに係る利息（本件貸付金に係る認定利息）を所得金額に加算したことは適法かについて
すでに認定してきた事実に弁論の全趣旨を総合すれば、本件G転売債権1及び本件G転売債権2に係る各売買代金並びに本件F転売債権に係る売買代金を現金で受領したのは原告代表者であること、本件3口座、本件乙口座2、本件戊口座及び本件I口座を管理していたのは原告代表者であることがそれぞれ認められるところ、この事実に弁論の全趣旨を総合すれば、被告が本件各更正処分において加算した所得金額については、原告代表者が管理していたと認めるのが相当である。

よって、被告が、本件各更正処分に際して本件各事業年度の所得金額に加算し減算した各金額のうち、別表3-2のとおり、原告代表者への貸付金（本件貸付金）として認定し、同別表3-1のとおり、本件貸付金に係る認定利息を算出したこと、及び、同別表2のとおり、本件貸付金に係る認定利息を所得金額に加算したことは適法であるというべきである。

(2) 原告が平成12年2月期ないし平成15年2月期において、本件貸付金に係る認定利息を所得金額に加算しなかったことについて、隠ぺい・仮装の事実があるかについて

すでに認定してきたところによれば、本件貸付金は、別表3-1のとおりであるところ、本件各修正申告に基づく役員貸付金及び被告が主張する所得金額に基づく役員貸付金の加算額のうち、本件I報酬の役員報酬否認額にかかる役員貸付金を除いた役員貸付金について、いず

れも原告に隠ぺい・仮装の事実があると認められるから、これら隠ぺい・仮装の事実に起因する本件貸付金に基づいて算定した本件認定利息を所得金額から除外して申告していたことについても、隠ぺい・仮装の事実があると認められる。

1.1 事業税の額について（争点1.2）

被告が平成13年2月期ないし平成15年2月期において、本件各更正処分に基づく所得金額の増加に伴い納付すべきとした事業税の額は適法かについて

すでに認定してきたところによれば、原告の本件各事業年度の所得金額は、別表2記載のとおりであると認められるところ、本件各更正処分における所得金額（別表の順号④「更正処分等」欄のうち「所得金額」欄参照）は、その範囲内であるから、本件各更正処分における所得金額は適法である。

そして、弁論の全趣旨によれば、被告は、本件各更正処分における所得金額を前提として納付すべき事業税の額を算定していると認められるから、その事業税の額も適法である。

1.2 本件各更正処分の適法性について

すでに認定してきたところによれば、原告の本件各事業年度の所得金額及び納付すべき税額は、別表2記載のとおりになると認められるところ、本件各更正処分における所得金額及び納付すべき金額は、いずれもその範囲内である。

よって、本件各更正処分は適法である。

1.3 本件各賦課決定処分1の適法性について

証拠（乙2の①、②）と弁論の全趣旨によれば、本件各修正申告書の内容は、別表1記載のとおりであり、原告が、本件各修正申告書において、所得金額に加算及び減算した額及び所得金額に対する納付すべき税額とした金額は、別紙別表1の内訳記載のとおりであると認められるところ、すでに認定してきたところ（争点1、3ないし5に対する当裁判所の判断）によれば、本件各賦課決定処分1は適法である。

1.4 本件各賦課決定処分2の適法性について

すでに認定してきたところによれば、原告の本件各事業年度の加算税の額は、別表2記載のとおりになると認められるところ、本件各賦課決定処分2における加算税の額は、いずれもその範囲内である。

よって、本件各賦課決定処分2は適法である。

1.5 結論

以上のとおりであるから、本件各処分は適法であり、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官 中山 幾次郎

裁判官 村主 隆行

裁判官 鷺坂 計知

(別紙)

別表2 の内訳

1 平成12年2月期

(1) 所得金額 1474万6588円

(別表2の「平成12年2月期」欄の順号⑯)

ア 加算額 1583万3919円

(別表2の「平成12年2月期」欄の順号⑩)

(ア) 売上除外 1141万4214円

(別表2の「平成12年2月期」欄の順号②)

上記金額は、原告に帰属する本件3口座に振り込まれた売上金であるが、原告はこれを公表帳簿に記載せず申告から除外していた（争点6参照）。

(イ) 架空仕入 420万円

(別表2の「平成12年2月期」欄の順号③)

上記金額は、原告が公表帳簿に乙からの仕入れであるとして仮装し、架空に計上していたものである（争点7参照）。

(ウ) 本件貸付金に係る認定利息 21万9525円

(別表2の「平成12年2月期」欄の順号⑦)

上記金額は、被告が認定した平成12年2月期の本件貸付金の額を基に同期における本件貸付金の平均残高を算定の上、年3パーセントの利率を乗じて算定したもの（別表3-1の「平成12年2月期」欄の順号⑯の金額）である（争点10参照）。

(エ) 本件預金利子 171円

(別表2の「平成12年2月期」欄の順号⑧)

上記金額は、平成12年2月期における本件預金利子（別表4の「平成12年2月期」欄のうち「本件預金利子」欄の順号⑤の金額）であるが、原告はこれを公表帳簿に記載せず申告から除外していた（争点11参照）。

(オ) 本件道府県民税利子割 9円

(別表2の「平成12年2月期」欄の順号⑨)

上記金額は、平成12年2月期における本件道府県民税利子割（別表4の「平成12年2月期」欄のうち「本件道府県民税利子割」欄の順号⑤の金額）であるが、同金額は、法人税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）38条2項3号の規定により損金の額に算入されない（争点11参照）。

イ 減算額 79万7048円

(別表2の「平成12年2月期」欄の順号⑯)

仕入認容 79万7048円

(別表2の「平成12年2月期」欄の順号⑫)

上記金額は、原告がEとの間の携帯電話解約違約金債権の取立てに係る委託契約に基づき、原告が同社に支払うべき仕入代金であるが、原告はこれを仕入高に計上していなかった。

(2) 納付すべき税額 432万7200円

(別表2の「平成12年2月期」欄の順号⑯)

上記金額は、下記アの金額432万7370円から下記イの金額102円を差し引いた金額（通

則法119条1項の規定に基づき百円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)である。

ア 所得金額に対する法人税額 432万7370円

上記金額は、前記(1)の所得金額1474万6588円(通則法118条1項の規定に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの)に法人税法(平成18年法律第10号による改正前のもの)66条1項及び2項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

イ 法人税額から控除される所得税額等 102円

上記金額は、法人税法(平成15年法律第8号による改正前のもの)68条1項に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告の平成12年2月期に係る法人税の確定申告書に記載されている金額である。

2 平成13年2月期

(1) 所得金額 743万5990円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号⑯)

ア 加算額 905万6580円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号⑩)

(ア) 売上除外 607万9745円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号②)

上記金額は、原告に帰属する本件3口座に振り込まれた売上金であるが、原告はこれを公表帳簿に記載せず申告から除外していた(争点6参照)。

(イ) 架空仕入 200万円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号③)

上記金額は、原告が公表帳簿に乙からの仕入れであるとして仮装し、架空に計上していたものである(争点7参照)。

(ウ) 役員報酬否認 34万円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号④)

上記金額は、原告が公表帳簿に戊に対する役員報酬として仮装し、架空に計上していたものである(争点8参照)。

(エ) 給料手当否認 8万5000円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号⑤)

上記金額は、原告が公表帳簿に戊に対する役員報酬として仮装し、架空に計上していたものである(争点8参照)。

(オ) 本件貸付金に係る認定利息 55万1735円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号⑦)

上記金額は、被告が認定した平成13年2月期の本件貸付金の額を基に同期における本件貸付金の平均残高を算定の上、年3パーセントの利率を乗じて算定したもの(別表3-1の「平成13年2月期」欄の順号⑯の金額)である(争点10参照)。

(カ) 本件預金利子 96円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号⑧)

上記金額は、平成13年2月期における本件預金利子(別表4の「平成13年2月期」欄のうち「本件預金利子」欄の順号⑤の金額)であるが、原告はこれを公表帳簿に記載せず申告から除外していた(争点11参照)。

(キ) 本件道府県民税利子割 4円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号⑨)

上記金額は、平成13年2月期における本件道府県民税利子割（別表4の「平成13年2月期」欄のうち「本件道府県民税利子割」欄の順号⑤の金額）であるが、同金額は、法人税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）38条2項3号の規定により損金の額に算入されない（争点11参照）。

イ 減算額 106万8073円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号⑯)

(ア) 仕入認容 7万0648円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号⑫)

上記金額は、原告がEとの間の携帯電話解約違約金債権の取立てに係る委託契約に基づき、原告が同社に支払うべき仕入代金であるが、原告はこれを仕入高に計上していなかった。

(イ) 未払事業税認容 99万7400円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号⑭)

上記金額は、本件各更正処分のうち、平成12年2月期に係る更正処分に基づく所得金額の増加に伴い納付すべき事業税の額であり、法人税基本通達9-5-2に基づき、平成13年2月期の所得金額の計算上、損金の額として認容した（争点12参照）。

(ウ) 還付道府県民税利子割認容 25円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号⑮)

上記金額は、平成13年2月期に係る法人税の確定申告において、雑収入に計上した平成10年3月1日から平成11年2月28日までの事業年度に係る道府県民税利子割の還付金であるが、同還付金は法人税法26条1項1号の規定により益金の額に算入されない。

(2) 納付すべき税額 163万5400円

(別表2の「平成13年2月期」欄の順号⑯)

上記金額は、下記アの金額163万5700円から下記イの金額234円を差し引いた金額（通則法119条1項の規定に基づき百円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

ア 所得金額に対する法人税額 163万5700円

上記金額は、前記(1)の所得金額743万5990円（通則法118条1項の規定に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの）に法人税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）66条1項及び2項に規定する税率（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税法の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）16条1項による置換え後のもの）を乗じて計算した金額である。

イ 法人税額から控除される所得税額等 234円

上記金額は、法人税法（平成15年法律第8号による改正前のもの）68条1項に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告の平成13年2月期に係る法人税の確定申告書に記載されている金額である。

3 平成14年2月期

(1) 所得金額 4749万7595円

(別表2の「平成14年2月期」欄の順号⑰)

ア 加算額 4186万1534円

(別表2の「平成14年2月期」欄の順号⑩)

(ア) 売上除外 3868万3000円

(別表2の「平成14年2月期」欄の順号②)

上記金額は、次のa及びbの額の合計額である。

a 68万3000円

上記金額は、原告に帰属する本件3口座に振り込まれた売上金であるが、原告はこれを公表帳簿に記載せず申告から除外していた(争点6参照)。

b 3800万円

上記金額は、原告が平成13年11月2日にGへ譲渡した債権に係る売上金であるが、原告はこれを公表帳簿に記載せず申告から除外していた(争点1参照)。

(イ) 役員報酬否認 227万円

(別表2の「平成14年2月期」欄の順号④)

上記金額は、次のa及びbの額の合計額である。

a 102万円

上記金額は、原告が公表帳簿に戊に対する役員報酬として仮装し、架空に計上していたものである(争点8参照)。

b 125万円

上記金額は、原告が公表帳簿にIに対する役員報酬として仮装し、架空に計上していたものである(争点9参照)。

(ウ) 福利厚生費否認 520円

(別表2の「平成14年2月期」欄の順号⑥)

上記金額は、平成14年2月期における正当な福利厚生否認額111万2610円と、原告が修正申告書により所得金額に加算した福利厚生費否認額111万2090円との差額である(争点3参照)。

(エ) 本件貸付金に係る認定利息 90万7976円

(別表2の「平成14年2月期」欄の順号⑦)

上記金額は、被告が認定した平成14年2月期の本件貸付金の額を基に同期における本件貸付金の平均残高を算定の上、年2パーセントの利率を乗じて算定したもの(別表3-1の「平成14年2月期」欄の順号⑯の金額)である(争点10参照)。

(オ) 本件預金利子 37円

(別表2の「平成14年2月期」欄の順号⑧)

上記金額は、平成14年2月期における本件預金利子(別表4の「平成14年2月期」欄のうち「本件預金利子」欄の順号⑤の金額)であるが、原告はこれを公表帳簿に記載せず申告から除外していた(争点11参照)。

(カ) 本件道府県民税利子割 1円

(別表2の「平成14年2月期」欄の順号⑨)

上記金額は、平成14年2月期における本件道府県民税利子割(別表4の「平成14年2月期」欄のうち「本件道府県民税利子割」欄の順号⑤の金額)であるが、同金額は、法人税法(平成18年法律第10号による改正前のもの)38条2項3号の規定により損金の額に算入されない(争点11参照)。

イ 減算額 43万5600円

(別表2の「平成14年2月期」欄の順号⑯)

未払事業税認容 43万5600円

(別表2の「平成14年2月期」欄の順号⑭)

上記金額は、本件各更正処分のうち、平成13年2月期に係る更正処分に基づく所得金額の増加に伴い納付すべき事業税の額であり、法人税基本通達9-5-2に基づき、平成14年2月期の所得金額の計算上、損金の額として認容したものである（争点12参照）。

(2) 納付すべき税額 1502万9300円

(別表2の「平成14年2月期」欄の順号⑮)

上記金額は、下記ア及びイの金額を合計した金額1502万9800円から下記ウの金額485円を差し引いた金額（通則法119条1項の規定に基づき百円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

ア 所得金額に対する法人税額 1360万9100円

上記金額は、前記(1)の所得金額4749万7595円（通則法118条1項の規定に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの）に法人税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）66条1項及び2項に規定する税率（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税法の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）16条1項による置換え後のもの）を乗じて計算した金額である。

イ 課税留保金額に対する税額 142万0700円

上記金額は、前記(1)の所得金額4749万7595円に係る課税留保金額1420万700円（通則法118条1項の規定に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの）に法人税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）67条1項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額等 485円

上記金額は、法人税法（平成15年法律第8号による改正前のもの）68条1項に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告の平成14年2月期に係る法人税の確定申告書に記載されている金額である。

4 平成15年2月期

(1) 所得金額 3631万1462円

(別表2の「平成15年2月期」欄の順号⑯)

ア 加算額 8514万4350円

(別表2の「平成15年2月期」欄の順号⑰)

(ア) 売上除外 8000万円

(別表2の「平成15年2月期」欄の順号②)

上記金額は、原告が平成14年12月16日にGへ譲渡した債権に係る売上金であるが、原告はこれを公表帳簿に記載せず申告から除外していた（争点2参照）。

(イ) 役員報酬否認 351万円

(別表2の「平成15年2月期」欄の順号④)

上記金額は、次のa及びbの額の合計額である。

a 51万円

上記金額は、原告が公表帳簿に戊に対する役員報酬として仮装し、架空に計上していたものである（争点8参照）。

b 300万円

上記金額は、原告が公表帳簿にIに対する役員報酬として仮装し、架空に計上していたものである（争点9参照）。

(ウ) 本件貸付金に係る認定利息 163万4348円

（別表2の「平成15年2月期」欄の順号⑦）

上記金額は、被告が認定した平成15年2月期の本件貸付金の額を基に同期における本件貸付金の平均残高を算定の上、年2パーセントの利率を乗じて算定したもの（別表3-1の「平成15年2月期」欄の順号⑯の金額）である（争点10参照）。

(エ) 本件預金利子 2円

（別表2の「平成15年2月期」欄の順号⑧）

上記金額は、平成15年2月期における本件預金利子（別表4の「平成15年2月期」欄のうち「本件預金利子」欄の順号⑤の金額）であるが、原告はこれを公表帳簿に記載せず申告から除外していた（争点11参照）。

イ 減算額 7192万5300円

（別表2の「平成15年2月期」欄の順号⑯）

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の金額の合計額である。

(ア) 売上減算 3800万円

（別表2の「平成15年2月期」欄の順号⑪）

上記金額は、原告が平成15年2月期の修正申告書において所得金額に加算したものであるが、平成14年2月期の所得金額に加算すべきものであるから、平成15年2月期の所得金額から減算したものである（争点1参照）。

(イ) 仕入認容 3000万円

（別表2の「平成15年2月期」欄の順号⑫）

上記金額は、原告がM株式会社から仕入れた債権の代金であるが、原告はこれを仕入高に計上していなかった。

(ウ) 福利厚生費認容 200円

（別表2の「平成15年2月期」欄の順号⑬）

上記金額は、平成15年2月期における正当な福利厚生費否認額122万0090円と原告が本件修正申告書により所得金額に加算した福利厚生費否認額122万0290円との差額である（争点3参照）。

(エ) 未払事業税認容 392万5100円

（別表2の「平成15年2月期」欄の順号⑭）

上記金額は、本件各更正処分のうち、平成14年2月期に係る更正処分に基づく所得金額の増加に伴い納付すべき事業税の額であり、法人税基本通達9-5-2に基づき、平成15年2月期の所得金額の計算上損金の額として認容すべき金額425万5700円と、原告が平成15年2月期の法人税の修正申告書により所得金額から減算した未払事業税33万0600円との差額である（争点12参照）。

(2) 納付すべき税額 1112万7400円

(別表2の「平成15年2月期」欄の順号⑯)

上記金額は、下記ア及びイの金額を合計した金額1112万7500円から下記ウの金額69円を差し引いた金額（通則法119条1項の規定に基づき百円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

ア 所得金額に対する法人税額 1025万3300円

上記金額は、前記(1)の所得金額3631万1462円（通則法118条1項の規定に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの）に法人税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）66条1項及び2項に規定する税率（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税法の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）16条1項による置換え後のもの）を乗じて計算した金額である。

イ 課税留保金額に対する税額 87万4200円

上記金額は、前記(1)の所得金額3631万1462円に係る課税留保金額874万2000円（通則法118条1項の規定に基づき千円未満の端数を切り捨てた後のもの）に法人税法（平成18年法律第10号による改正前のもの）67条1項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額等 69円

上記金額は、法人税法（平成15年法律第8号による改正前のもの）68条1項に規定する法人税額から控除される所得税額であり、原告の平成14年2月期に係る法人税の確定申告書に記載されている金額である。

以上

各加算税の算出方法

1 本件各賦課決定処分1の各加算税の算出方法

(1) 平成14年2月期の重加算税の額43万4000円

平成14年2月期に係る修正申告による納付すべき税額124万円（別表の平成14年2月期の「納付すべき税額」欄の順号②の金額から順号①の金額を差し引いた金額につき、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、通則法68条1項の規定に基づき、同金額に100分の35の割合を乗じて算出

(2) 平成15年2月期の重加算税の額217万円

平成15年2月期に係る修正申告による納付すべき税額620万円（別表の平成15年2月期の「納付すべき税額」欄の順号②の金額から順号①の金額を差し引いた金額につき、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、通則法68条1項の規定に基づき、同金額に100分の35の割合を乗じて算出

2 本件各賦課決定処分2の各加算税の算出方法

(1) 平成12年2月期の重加算税の額151万2000円

加算税の計算の基礎となるべき税額432万円（別表2の「平成12年2月期」欄の順号⑯の金額）を基礎として、通則法68条1項の規定に基づき、同金額に100分の35の割合を乗じて算出

(2) 平成13年2月期の重加算税の額57万0500円

加算税の計算の基礎となるべき税額163万円（別表2の「平成13年2月期」欄の順号⑯の金額）を基礎として、通則法68条1項の規定に基づき、同金額に100分の35の割合を乗じて算出

(3) 平成14年2月期の過少申告加算税1万8000円

原告の平成14年2月期の更正処分により増加する納付すべき税額1369万4200円（別表2の「平成14年2月期」欄の順号⑯の金額から、別表の順号②の同事業年度の「納付すべき税額」欄の金額を差し引いた金額）のうちの過少申告加算税の対象となる所得金額82万6900円（別表5の「過少申告加算税の対象金額」欄の順号⑧の金額）に対応する税額18万円（別表2の「平成14年2月期」欄の順号⑯の上段の金額）を基礎として、通則法65条1項の規定に基づき、同金額に100分の10の割合を乗じて算出

(4) 平成14年2月期の重加算税の額472万8500円

原告の平成14年2月期の更正処分により増加する納付すべき税額1369万4200円のうちの重加算税の対象となる増加した所得金額4059万9034円（別表5の「重加算税の対象金額」欄の順号⑧の金額）に対応する税額1351万円（別表2の「平成14年2月期」欄の順号⑯の下段の金額）を基礎として、通則法68条1項の規定に基づき、同金額に100分の35の割合を乗じて算出

(5) 平成15年2月期の重加算税の額168万円

原告の平成15年2月期の更正処分により増加する納付すべき税額480万円（別表2の「平成15年2月期」欄の順号⑯の金額から、別表の順号②の同事業年度の「納付すべき税額」欄の金額を差し引いた金額につき、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、通則法68条1項の規定に基づき、同金額に100分の35の割合を乗じて

算出

以上

(別紙)

別表1 の内訳

1 平成14年2月期

(1) 所得金額 607万1661円

(別表1の「平成14年2月期」欄の順号⑨)

ア 加算額 1161万2090円

(別表1の「平成14年2月期」欄の順号⑤)

(ア) 売上計上漏れ 550万円

(別表1の「平成14年2月期」欄の順号②)

上記金額は、原告が、Fに対する売上金の計上漏れであるとしたものである(争点4参照)。

(イ) 福利厚生費否認 111万2090円

(別表1の「平成14年2月期」欄の順号③)

上記金額は、原告が、国内で行った社員旅行の費用として計上していた福利厚生費のうちの一部を否認したものである(争点3参照)。

(ウ) 仕入過大計上 500万円

(別表1の「平成14年2月期」欄の順号④)

上記金額は、原告が、Hからの仕入代金を過大計上であるとしたものである(争点5参照)。

イ 減算額 595万0551円

(別表1の「平成14年2月期」欄の順号⑧)

販売手数料認容 595万0551円

(別表1の「平成14年2月期」欄の順号⑥)

上記金額は、原告が、債権の仕入れに係る販売手数料の金額を計上したものである。

(2) 納付すべき税額 133万5100円

(別表1の「平成14年2月期」欄の順号⑩)

2 平成15年2月期

(1) 所得金額 2309万2412円

(別表1の「平成15年2月期」欄の順号⑨)

ア 加算額 2653万7624円

(別表1の「平成15年2月期」欄の順号⑤)

(ア) 売上計上漏れ 2531万7334円

(別表1の「平成15年2月期」欄の順号②)

上記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。

a 売上計上漏れ 3800万円

上記金額は、原告が、Gに対する売上金の計上漏れであるとしたものである(争点1参照)。

b 売上過大計上 1268万2666円

上記金額は、原告が、有限会社Lに対する売上金として過大に計上していたものである。

(イ) 福利厚生費否認 122万0290円

(別表1の「平成15年2月期」欄の順号③)

上記金額は、原告が、国内で行った社員旅行の費用として計上していた福利厚生費のうちの一部を否認したものである(争点3参照)。

イ 減算額 397万2254円

(別表1の「平成15年2月期」欄の順号⑧)

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 販売手数料認容 364万1654円

(別表1の「平成15年2月期」欄の順号⑥)

上記金額は、原告が、債権の仕入れに係る販売手数料の金額を計上したものである。

(イ) 未払事業税認容 33万0600円

(別表1の「平成15年2月期」欄の順号⑦)

(2) 納付すべき税額 631万8500円

(別表1の「平成15年2月期」欄の順号⑩)

以上

別表

本件各事業年度の法人税に係る各課税処分等の経緯

(単位：円)

事業年度	順号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	区分	確定申告	修正申告	賦課決定処分	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
平成12年 2月期	年 月 日	平成12年4月28日			平成17年7月8日	平成17年8月9日	平成17年11月2日	平成17年11月30日	平成18年11月29日
	所 得 金 額	△290,283			11,977,964	額確定どおり申告	棄却	額確定どおり申告	棄却
	納付すべき税額	△102			3,371,900				
	重 加 算 税 の 額	—			1,179,500				
平成13年 2月期	年 月 日	平成13年4月27日			平成17年7月8日	平成17年8月9日	平成17年11月2日	平成17年11月30日	平成18年11月29日
	所 得 金 額	△552,517			7,228,435	額確定どおり申告	棄却	額確定どおり申告	棄却
	納付すべき税額	△234			1,589,900				
	重 加 算 税 の 額	—			556,500				
平成14年 2月期	年 月 日	平成14年4月30日	平成17年3月25日	平成17年7月8日	平成17年7月8日	平成17年8月9日	平成17年11月2日	平成17年11月30日	平成18年11月29日
	所 得 金 額	410,122	6,071,661	—	47,419,020	修正申告額どおり	棄却	修正申告額どおり	棄却
	納付すべき税額	89,700	1,335,100	—	15,003,600				
	過少申告加算税の額	—	—	—	18,000				
平成15年 2月期	重 加 算 税 の 額	—	—	434,000	4,718,000	額修正どおり申告	棄却	額修正どおり申告	棄却
	年 月 日	平成15年4月28日	平成17年3月25日	平成17年7月8日	平成17年7月8日				
	所 得 金 額	527,042	23,092,412	—	36,244,720				
	納付すべき税額	115,800	6,318,500	—	11,103,100				
	重 加 算 税 の 額	—	—	2,170,000	1,673,000				

(注) 1 「所得金額」欄の△印の金額は、欠損金額である。

2 「納付すべき税額」欄の△印の金額は、還付金の額に相当する税額である。

別表 1

本件各修正申告書の内容

(単位：円)

区分		平成14年2月期	平成15年2月期
申 告 所 得 金 額	①	410,122	527,042
加 算 額	売 上 計 上 漏 れ	②	5,500,000
	福 利 厚 生 費 否 認	③	1,112,090
	仕 入 過 大 計 上	④	5,000,000
	加算額の合計額 (②+③+④)	⑤	11,612,090
減 算 額	販 売 手 数 料 認 容	⑥	5,950,551
	未 払 事 業 税 認 容	⑦	—
	減算額の合計額 (⑥ + ⑦)	⑧	5,950,551
所 得 金 額 (① + ⑤ - ⑧)	⑨	6,071,661	23,092,412
納 付 す べ き 税 額	⑩	1,335,100	6,318,500

別表2

被告が主張する本件各事業年度の所得金額等の計算表

(単位：円)

区分		平成12年2月期	平成13年2月期	平成14年2月期	平成15年2月期
申告所得金額	①	△290,283	△552,517	6,071,661	23,092,412
加算額	売上除外	②	11,414,214	6,079,745	38,683,000
	架空仕入	③	4,200,000	2,000,000	—
	役員報酬否認	④	—	340,000	2,270,000
	給料手当否認	⑤	—	85,000	—
	福利厚生費否認	⑥	—	—	520
	本件貸付金に係る認定利息	⑦	219,525	551,735	907,976
	本件預金利子	⑧	171	96	37
	本件道府県民税利子割	⑨	9	4	1
	加算額の合計額 (②ないし⑨の合計)	⑩	15,833,919	9,056,580	41,861,534
減算額	売上減算	⑪	—	—	38,000,000
	仕入認容	⑫	797,048	70,648	—
	福利厚生費認容	⑬	—	—	—
	未払事業税認容	⑭	—	997,400	435,600
	還付道府県民税利子割	⑮	—	25	—
	減算額の合計額 (⑪ないし⑯の合計)	⑯	797,048	1,068,073	435,600
所得金額(①+⑩-⑯)	⑰	14,746,588	7,435,990	47,497,595	36,311,462
納付すべき税額	⑱	4,327,200	1,635,400	15,029,300	11,127,400
加算税の計算の基礎となるべき税額	⑲	4,320,000	1,630,000	180,000 13,510,000	4,800,000
過少申告加算税の額	⑳	—	—	18,000	—
重加算税の額	㉑	1,512,000	570,500	4,728,500	1,680,000

(注) 1 「申告所得金額」欄の△印の金額は、欠損金額である。

2 「申告所得金額」欄の平成14年2月期及び平成15年2月期の各金額は、それぞれ、別表1の「平成14年2月期」欄及び「平成15年2月期」欄の順号⑨に記載されている金額である。

3 「加算税の計算の基礎となるべき税額」欄の平成14年2月期の上段の額は過少申告加算税の計算の基礎となるべき金額であり、下段は重加算税の計算の基礎となるべき金額である。なお、同欄の各金額は、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

被告が主張する本件貸付金に係る認定利息の計算表

(単位：円)

区分		平成12年2月期	平成13年2月期	平成14年2月期	平成15年2月期
本件各修正申告書に基づく役員貸付金の額	①	—	—	11,612,090	26,537,624
被告が主張する所得金額に基づく役員貸付金の額	②	15,614,394	8,504,845	40,953,558	15,509,802
加算額	期中に減少した本件3口座等の預金残高	③	331,629	—	18,308
	売上減算	④	—	—	—
	加算額の合計額 (③+④)	⑤	331,629	—	18,308
減算額	期中に増加した本件3口座等の預金残高	⑥	—	37,655	—
	本件代表者からの借入金	⑦	1,310,987	954,873	110,000
	販売手数料認容	⑧	—	—	5,950,551
	未収還付付道府県民税利子割	⑨	9	4	1
	未収還付源泉所得税	⑩	—	—	20,480
	減算額の合計額 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	⑪	1,310,996	992,532	6,081,032
本件貸付金の額 (①+②+⑤-⑪)	⑫	14,635,027	7,512,313	46,502,924	26,134,341
と認める利息の貸算付定期の基礎	期首残高	⑬	0	14,635,027	22,147,340
	期中増加額 (⑫欄の額)	⑭	14,635,027	7,512,313	46,502,924
	期末残高 (⑬+⑭)	⑮	14,635,027	22,147,340	68,650,264
	平均残高 [(⑬+⑮)×1/2]	⑯	7,317,513	18,391,183	45,398,802
適用利率	⑰	3%	3%	2%	2%
認定利息の額 (⑯×⑰)	⑱	219,525	551,735	907,976	1,634,348

- (注) 1 「本件各修正申告書に基づく役員貸付金の額」欄の平成14年2月期及び平成15年2月期の各金額は、それぞれ、別表1の平成14年2月期及び平成15年2月期の順号⑤に記載されている金額である。
- 2 「被告が主張する所得金額に基づく役員貸付金の額」欄の平成14年2月期及び平成15年2月期の各金額は、それぞれ、別表3-2の平成12年2月期ないし平成15年2月期の順号⑬に記載されている金額である。
- 3 「期中に減少した本件3口座等の残高」欄及び「期中に増加した本件3口座等の残高」欄に係る本件3口座等とは、本件3口座及び本件戊口座である。
- 4 「平均残高」欄及び「認定利息の額」欄の金額は、1円未満の端数を切捨てた後の金額である。

別表3-2

被告が主張する所得金額に基づく役員貸付金の額

(単位：円)

区分		平成12年2月期	平成13年2月期	平成14年2月期	平成15年2月期
加算額	売上除外 ①	11,414,214	6,079,745	38,683,000	80,000,000
	架空仕入 ②	4,200,000	2,000,000	—	—
	役員報酬否認 ③	—	340,000	2,270,000	3,510,000
	給料手当否認 ④	—	85,000	—	—
	福利厚生費否認 ⑤	—	—	520	—
	本件預金利子 ⑥	171	96	37	2
	本件道府県民税利子割 ⑦	9	4	1	—
	加算額の合計額 (①ないし⑦の合計) ⑧	15,614,394	8,504,845	40,953,558	83,510,002
減算額	売上減算 ⑨	—	—	—	38,000,000
	仕入認容 ⑩	—	—	—	30,000,000
	福利厚生費認容 ⑪	—	—	—	200
	減算額の合計額 (⑨ないし⑪の合計) ⑫	0	0	0	68,000,200
差引金額 (⑧-⑫) ⑬		15,614,394	8,504,845	40,953,558	15,509,802

別表4

被告が主張する本件預金利子及び本件道府県民税利子割の内訳

(単位：円)

区分		平成12年2月期		平成13年2月期		平成14年2月期		平成15年2月期	
		本件預金利子	本件道府県民税利子割	本件預金利子	本件道府県民税利子割	本件預金利子	本件道府県民税利子割	本件預金利子	本件道府県民税利子割
本件乙口座	①	125	7	6	—	—	—	—	—
本件丙口座	②	45	2	26	1	1	—	—	—
本件丁口座	③	1	—	23	1	7	—	—	—
本件戊口座	④	—	—	41	2	29	1	2	—
合計額 (①ないし④の合計)	⑤	171	9	96	4	37	1	2	—

別表5

被告が主張する平成14年2月期の更正処分に係る重加算税及び過少申告加算税の対象金額の内訳
(単位:円)

区分	加算・減算金額		
		重加算税 の対象金額	過少申告加算税 の対象金額
売上除外 ①	38,683,000	38,683,000	0
役員報酬否認 ②	2,270,000	1,020,000	1,250,000
福利厚生費否認 ③	520	520	0
本件貸付金に係る認定利息 ④	907,976	895,476	12,500
本件預金利子 ⑤	37	37	0
本件道府県民税利子割 ⑥	1	1	0
未払事業税認容 ⑦	△435,600	0	△435,600
合計額 (①ないし⑦の合計) ⑧	41,425,934	40,599,034	826,900

別表 6

【平成 12 年 2 月期（乙第 1 号証の 1 [11 枚目]）】

金融機関名	口座番号	名義
B銀行本店		
C銀行本店		丁
d銀行梅田北支店		W

【平成 13 年 2 月期（乙第 1 号証の 2 [13 枚目]）】

金融機関名	口座番号	名義
B銀行本店		
C銀行大阪本店		W
C銀行大阪本店		丁
e信用組合澄川支店		
B銀行澄川支店		X
C銀行蒲田支店		

(引用者注：上表の名義欄に「X」とあるのは「X」が正しいと考えられる。)

【平成 14 年 2 月期（乙第 1 号証の 3 [13 枚目]）】

金融機関名	口座番号	名義
B銀行本店		
B銀行澄川支店		X
C銀行蒲田支店		
C銀行大阪本店		W
C銀行大阪本店		丁
C銀行本店営業部		f
C銀行本店営業部		
e信用組合澄川支店		

本件3口座振込入金者

本件乙口座振込入金者			本件丙口座入金者			本件丁口座入金者			
No.	入金者名	No.	入金者名	No.	入金者名	No.	入金者名	No.	入金者名
1	101	1	101	201	301	1		1	
2	102	2	102	202	302	2		2	
3	103	3	103	203	303	3		3	
4	104	4	104	204	304	4		4	
5	105	5	105	205	305	5		5	
6	106	6	106	206	306	6		6	
7	107	7	107	207	307	7		7	
8	108	8	108	208	308	8		8	
9	109	9	109	209	309	9		9	
10	110	10	110	210	310	10		10	
11	111	11	111	211	311	11		11	
12	112	12	112	212	312	12		12	
13	113	13	113	213	313	13		13	
14	114	14	114	214	314	14		14	
15	115	15	115	215	315	15		15	
16	116	16	116	216	316	16		16	
17	117	17	117	217	317	17		17	
18	118	18	118	218	318	18		18	
19	119	19	119	219	319	19		19	
20	120	20	120	220	320	20		20	
21	121	21	121	221	321	21		21	
22	122	22	122	222	322	22		22	
23	123	23	123	223	323	23		23	
24	124	24	124	224	324	24		24	
25	125	25	125	225	325	25		25	
26	126	26	126	226	326	26		26	
27	127	27	127	227	327	27		27	
28	128	28	128	228	328	28		28	
29	129	29	129	229	329	29		29	
30	130	30	130	230	330	30		30	
31		31	131	231	331	31		31	
32		32	132	232	332	32		32	
33		33	133	233	333	33		33	
34		34	134	234	334	34		34	
35		35	135	235	335	35		35	
36		36	136	236	336	36		36	
37		37	137	237	337	37		37	
38		38	138	238	338	38		38	
39		39	139	239	339	39		39	
40		40	140	240	340	40		40	
41		41	141	241	341	41		41	
42		42	142	242	342	42		42	
43		43	143	243	343	43		43	
44		44	144	244	344	44		44	
45		45	145	245	345	45		45	
46		46	146	246	346	46		46	
47		47	147	247	347	47		47	
48		48	148	248	348	48		48	
49		49	149	249	349	49		49	
50		50	150	250	350	50		50	
51		51	151	251	351	51		51	
52		52	152	252	352	52		52	
53		53	153	253		53		53	
54		54	154	254		54		54	
55		55	155	255		55		55	
56		56	156	256		56		56	
57		57	157	257		57		57	
58		58	158	258		58		58	
59		59	159	259		59		59	
60		60	160	260		60		60	
61		61	161	261					
62		62	162	262					
63		63	163	263					
64		64	164	264					
65		65	165	265					
66		66	166	266					
67		67	167	267					
68		68	168	268					
69		69	169	269					
70		70	170	270					
71		71	171	271					
72		72	172	272					
73		73	173	273					
74		74	174	274					
75		75	175	275					
76		76	176	276					
77		77	177	277					
78		78	178	278					
79		79	179	279					
80		80	180	280					
81		81	181	281					
82		82	182	282					
83		83	183	283					
84		84	184	284					
85		85	185	285					
86		86	186	286					
87		87	187	287					
88		88	188	288					
89		89	189	289					
90		90	190	290					
91		91	191	291					
92		92	192	292					
93		93	193	293					
94		94	194	294					
95		95	195	295					
96		96	196	296					
97		97	197	297					
98		98	198	298					
99		99	199	299					
100		100	200	300					

入金件数130件

入金件数352件

入金件数60件

(注) 「本件乙口座振込入金者」欄のNo. 1~2「氏名不明」の入金者は、本件乙口座には住所の記載がある(乙第35号証の2)。

別表 7-2

本件3口座振込入金者（五十音名寄せ順）

本件乙口座振込入金者			本件丙口座入金者			本件丁口座入金者			
No.	入金者名	No.	入金者名	No.	入金者名	No.	入金者名	No.	入金者名
9	55	39	87	51	336	4			
38	81	43	2	101	341	12			
64	46	24	4	130	351	5			
82	11	44	33	169	177	21			
92	14	138	13	173	205	23			
96	71	53	143	198	246	26			
105	67	108	16	218	269	32			
109	73	134	15	244	327	35			
65	24	179	65	261	14	39			
86	8	123	17	278	19	42			
28	3	136	153	292	29	46			
68	41	146	168	305	40	49			
27	54	163	22	313	45	53			
30	42	193	36	324	66	16			
91	43	220	55	332	92	2			
98	57	243	56	337	128	17			
110	78	262	109	343	11	1			
13	87	277	131	27	30	10			
39	94	280	178	63	206	19			
47	100	288	195	75	234	24			
1	104	303	224	79	253	31			
16	108	320	67	89	270	36			
20	111	326	78	18	105	45			
33	113	333	90	21	117	50			
19	114	334	126	32	166	54			
61	118	347	175	82	201	56			
124	123	348	203	93	99	59			
128	126	113	223	139	42	60			
119	129	145	49	158	9	7			
80	12	3	231	183	69	8			
90		6	250	210	106	20			
101		119	284	232	142	18			
2		162	340	251	184	22			
23		191	135	141	207	25			
5		216	181	12	233	28			
25		237	204	50	252	30			
77		256	227	80	268	34			
35		272	246	102	283	37			
72		285	266	151	297	41			
115		299	281	186	118	44			
120		308	295	213	140	48			
125		321	306	230	149	51			
130		115	315	259	155	14			
6		148	325	273	23	9			
7		171	331	286	28	13			
60		212	339	298	112	11			
63		249	344	309	161	15			
76		267	152	318	194	27			
89		287	187	328	221	29			
48		319	188	57	240	33			
85		38	214	83	37	38			
29		46	236	121	127	40			
52		71	20	296		43			
62		95	25	317		47			
97		1	34	338		52			
121		5	52	345		55			
56		26	97	349		57			
53		35	124	352		58			
69		48	132	116		3			
99		58	176	165		6			
103		72	103	196					
106		94	144	222					
112		120	180	242					
34		159	209	260					
36		190	235	276					
75		217	10	290					
116		239	31	302					
122		254	41	311					
127		271	47	322					
10		293	64	329					
44		304	91	335					
70		310	125	342					
31		314	182	346					
50		62	208	350					
59		85	98	84					
83		96	157	133					
95		107	88	154					
102		122	137	174					
107		147	172	211					
117		170	202	228					
21		185	225	264					
18		200	245	279					
40		229	265	74					
51		247	282	54					
66		255	294	111					
84		263	307	114					
15		60	129	104					
45		81	61	110					
74		100	88	160					
88		150	167	164					
93		189	197	192					
4		215	226	219					
37		73	241	238					
49		156	257	258					
53		199	275	274					
79		7	291	289					
17		68	301	300					
26		59	312	316					
32		70	77	323					
22		76	8	330					

入金者件数130件中114件合致

入金者件数352件中301件合致

入金者件数60件中55件合致

(注) 1 色表示している入金者は、本件顧客名簿に登載されている者である。

2 「本件乙口座振込入金者」欄のNo. 1 2 「氏名不明」の入金者は、本件乙口座には住所の記載がある（乙第35号証の2）。

本件3口座の振込入金（売上金）額集計表

(単位：円)

口座名	平成12年2月期	平成13年2月期	平成14年2月期
本件乙口座	2,866,921	102,676	0
本件丙口座	8,286,400	3,968,288	203,000
本件丁口座	260,893	2,008,781	480,000
合計	11,414,214	6,079,745	683,000

本件乙口座の振込入金（売上金）額集計表

(単位：円)

平成12年2月期			平成13年2月期			平成14年2月期		
No.	年月日	入金額	No.	年月日	入金額	No.	年月日	入金額
1	11.03.01	18,000	101	11.09.28	20,000	1	12.03.16	5,000
2	11.03.01	10,000	102	11.10.08	5,275	2	12.03.27	5,000
3	11.03.01	60,000	103	11.10.15	12,333	3	12.03.28	10,550
4	11.03.01	14,000	104	11.10.25	5,000	4	12.03.28	5,000
5	11.03.01	63,000	105	11.11.02	3,000	5	12.04.07	3,000
6	11.03.01	78,876	106	11.11.15	12,333	6	12.04.17	5,000
7	11.03.01	63,000	107	11.11.18	10,550	7	12.04.21	17,869
8	11.03.02	63,000	108	11.11.29	5,000	8	12.04.25	5,000
9	11.03.02	2,000	109	11.12.01	12,000	9	12.04.28	5,000
10	11.03.02	63,000	110	11.12.06	6,000	10	12.05.10	10,000
11	11.03.02	63,000	111	11.12.28	5,000	11	12.05.19	5,000
12	11.03.03	63,000	112	12.01.14	12,333	12	12.05.29	5,000
13	11.03.03	30,000	113	12.01.25	5,000	13	12.06.06	5,000
14	11.03.04	78,876	114	12.02.28	5,000	14	12.06.06	10,000
15	11.03.04	63,000				15	12.07.04	1,257
16	11.03.04	63,000				16	12.07.17	5,000
17	11.03.04	63,000						
18	11.03.05	13,735						
19	11.03.08	63,000						
20	11.03.08	30,000						
21	11.03.09	5,275						
22	11.03.09	63,000						
23	11.03.10	63,000						
24	11.03.11	13,735						
25	11.03.11	63,000						
26	11.03.16	31,500						
27	11.03.16	63,000						
28	11.03.17	63,000						
29	11.03.19	10,000						
30	11.03.25	78,876						
31	11.03.25	5,275						
32	11.03.25	31,500						
33	11.03.29	33,000						
34	11.03.30	10,000						
35	11.03.31	63,000						
36	11.03.31	78,876						
37	11.04.01	14,000						
38	11.04.01	5,000						
39	11.04.02	3,000						
40	11.04.05	13,735						
41	11.04.06	14,000						
42	11.04.15	63,000						
43	11.04.20	78,876						
44	11.04.20	63,000						
45	11.04.22	13,734						
46	11.04.26	58,876						
47	11.04.27	30,000						
48	11.04.27	10,000						
49	11.04.27	14,000						
50	11.04.28	5,275						
51	11.04.30	13,735						
52	11.05.06	10,000						
53	11.05.14	12,333						
54	11.05.17	15,000						
55	11.05.20	10,000						
56	11.05.24	13,734						
57	11.05.26	10,000						
58	11.05.26	14,000						
59	11.05.31	5,275						
60	11.06.01	78,876						
61	11.06.01	10,000						
62	11.06.01	20,000						
63	11.06.01	23,000						
64	11.06.02	3,000						
65	11.06.03	5,000						
66	11.06.04	13,735						
67	11.06.09	3,000						
68	11.06.11	5,000						
69	11.06.15	12,333						
70	11.06.15	63,000						
71	11.06.18	42,000						
72	11.06.21	33,000						
73	11.06.22	10,000						
74	11.06.22	13,734						
75	11.06.24	5,961						
76	11.06.25	20,000						
77	11.06.25	14,000						
78	11.06.28	10,000						
79	11.06.28	14,000						
80	11.06.28	20,000						
81	11.07.01	10,000						
82	11.07.01	3,000						
83	11.07.02	5,275						
84	11.07.05	13,735						
85	11.07.07	32,000						
86	11.07.19	5,000						
87	11.07.26	5,000						
88	11.07.26	13,734						
89	11.07.27	20,000						
90	11.07.28	20,000						
91	11.08.03	3,000						
92	11.08.04	3,000						
93	11.08.24	13,734						
94	11.08.26	5,000						
95	11.08.26	10,550						
96	11.09.01	3,000						
97	11.09.09	10,000						
98	11.09.14	3,000						
99	11.09.16	12,333						
100	11.09.27	5,000						

合計(114件)

合計(16件)

合計(16件)

合計(-件)

0

本件丙口座の振込入金（売上金）額集計表

(単位：円)

平成12年2月期				平成13年2月期				平成14年2月期			
No.	年月日	入金額	No.	年月日	入金額	No.	年月日	入金額	No.	年月日	入金額
1	11.06.23	150,000	101	12.01.13	13,000	1	12.03.01	15,000	101	12.07.25	15,000
2	11.06.30	35,520	102	12.01.13	20,000	2	12.03.01	20,000	102	12.07.25	10,000
3	11.07.01	10,000	103	12.01.13	5,072	3	12.03.01	30,000	103	12.07.26	20,000
4	11.07.05	30,000	104	12.01.13	10,000	4	12.03.01	10,000	104	12.07.31	30,000
5	11.07.22	100,000	105	12.01.14	10,000	5	12.03.02	15,000	105	12.07.31	10,000
6	11.07.22	37,040	106	12.01.14	10,000	6	12.03.02	15,000	106	12.07.31	10,000
7	11.07.28	31,500	107	12.01.17	30,000	7	12.03.02	30,000	107	12.08.01	20,000
8	11.07.28	40,000	108	12.01.17	3,000	8	12.03.02	30,000	108	12.08.01	30,000
9	11.08.02	15,876	109	12.01.20	15,000	9	12.03.02	10,000	109	12.08.03	50,000
10	11.08.03	10,000	110	12.01.21	15,000	10	12.03.06	30,000	110	12.08.07	5,000
11	11.08.03	33,000	111	12.01.24	10,000	11	12.03.10	5,000	111	12.08.07	10,000
12	11.08.03	63,000	112	12.01.25	30,000	12	12.03.15	30,000	112	12.08.22	20,000
13	11.08.03	63,000	113	12.01.25	100,000	13	12.03.15	20,000	113	12.08.22	20,000
14	11.08.04	63,000	114	12.01.26	290,000	14	12.03.15	18,789	114	12.08.22	10,000
15	11.08.04	43,000	115	12.01.26	3,850	15	12.03.15	10,000	115	12.08.24	50,000
16	11.08.09	63,000	116	12.01.26	20,000	16	12.03.16	11,000	116	12.08.25	15,000
17	11.08.10	200,000	117	12.01.27	30,000	17	12.03.21	100,000	117	12.08.25	20,000
18	11.08.11	10,000	118	12.01.27	56,000	18	12.03.21	20,000	118	12.08.28	10,000
19	11.08.12	20,000	119	12.01.28	20,000	19	12.03.22	15,000	119	12.08.28	10,000
20	11.08.12	10,000	120	12.01.28	25,000	20	12.03.24	50,000	120	12.08.28	80,000
21	11.08.16	30,000	121	12.01.31	400,000	21	12.03.24	30,000	121	12.08.31	50,000
22	11.08.16	15,000	122	12.01.31	30,000	22	12.03.27	15,000	122	12.09.04	30,000
23	11.08.20	40,000	123	12.01.31	30,000	23	12.03.27	20,000	123	12.09.04	5,000
24	11.08.23	13,000	124	12.01.31	250,000	24	12.03.27	10,000	124	12.09.07	5,000
25	11.08.25	15,000	125	12.01.31	10,000	25	12.03.27	10,000	125	12.09.21	20,000
26	11.08.27	100,000	126	12.01.31	20,000	26	12.03.29	1,000	126	12.09.21	20,000
27	11.08.27	63,000	127	12.01.31	131,429	27	12.03.29	20,000	127	12.09.21	15,000
28	11.08.31	38,876	128	12.02.01	9,816	28	12.03.29	25,378	128	12.09.25	10,000
29	11.09.01	9,812	129	12.02.01	100,000	29	12.03.31	50,000	129	12.09.26	20,000
30	11.09.01	10,000	130	12.02.01	10,000	30	12.03.31	20,000	130	12.09.29	50,000
31	11.09.02	10,000	131	12.02.01	15,000	31	12.04.03	30,000	131	12.09.29	80,000
32	11.09.06	38,876	132	12.02.01	50,000	32	12.04.03	10,000	132	12.10.02	10,000
33	11.09.06	67,000	133	12.02.01	5,000	33	12.04.03	10,000	133	12.10.03	30,000
34	11.09.10	10,000	134	12.02.02	15,000	34	12.04.03	5,000	134	12.10.03	50,000
35	11.09.22	100,000	135	12.02.02	30,000	35	12.04.05	10,000	135	12.10.23	20,000
36	11.09.27	15,000	136	12.02.03	20,000	36	12.04.05	30,000	136	12.10.25	20,000
37	11.09.27	31,500	137	12.02.03	50,000	37	12.04.06	30,000	137	12.10.25	50,000
38	11.09.30	10,000	138	12.02.04	10,000	38	12.04.07	15,000	138	12.10.25	20,000
39	11.10.04	3,000	139	12.02.07	30,000	39	12.04.11	10,000	139	12.10.26	10,000
40	11.10.04	9,830	140	12.02.07	150,000	40	12.04.12	20,000	140	12.10.30	10,000
41	11.10.04	10,000	141	12.02.08	280,000	41	12.04.12	28,789	141	12.10.30	30,000
42	11.10.19	20,000	142	12.02.08	5,000	42	12.04.12	11,000	142	12.10.31	30,000
43	11.10.27	10,000	143	12.02.08	30,000	43	12.04.20	20,000	143	12.10.31	15,000
44	11.10.29	11,000	144	12.02.09	30,000	44	12.04.21	100,000	144	12.11.07	10,000
45	11.11.01	9,821	145	12.02.09	510,000	45	12.04.24	10,000	145	12.11.17	20,000
46	11.11.02	10,000	146	12.02.14	50,000	46	12.04.24	15,000	146	12.11.20	20,000
47	11.11.08	10,000	147	12.02.14	30,000	47	12.04.25	50,000	147	12.11.20	50,000
48	11.11.08	100,000	148	12.02.14	10,000	48	12.04.25	30,000	148	12.11.21	20,000
49	11.11.08	2,000	149	12.02.14	100,000	49	12.04.26	20,000	149	12.11.27	20,000
50	11.11.12	20,000	150	12.02.15	11,000	50	12.04.26	20,000	150	12.11.27	15,000
51	11.11.12	10,000	151	12.02.15	20,000	51	12.04.07	15,000	151	12.11.30	10,000
52	11.11.15	13,000	152	12.02.15	5,000	52	12.04.27	50,000	152	12.12.04	30,000
53	11.11.15	50,000	153	12.02.16	50,000	53	12.04.28	10,000	153	12.12.04	50,000
54	11.11.18	150,000	154	12.02.16	10,000	54	12.05.01	30,000	154	12.12.07	9,793
55	11.11.22	15,000	155	12.02.17	50,000	55	12.05.01	15,000	155	12.12.25	17,000
56	11.11.25	15,000	156	12.02.18	1,000	56	12.05.01	20,000	156	12.12.26	20,000
57	11.11.29	30,000	157	12.02.21	110,000	57	12.05.02	20,000	157	12.12.26	15,000
58	11.11.29	70,000	158	12.02.21	30,000	58	12.05.08	5,000	158	12.12.29	30,000
59	11.11.30	50,000	159	12.02.22	75,000	59	12.05.08	20,000	159	13.01.04	10,000
60	11.11.30	11,000	160	12.02.24	10,000	60	12.05.09	5,000	160	13.01.16	10,000
61	11.11.30	31,500	161	12.02.24	30,000	61	12.05.11	10,000	161	13.01.25	40,000
62	11.11.30	30,000	162	12.02.24	20,000	62	12.05.11	20,637	162	13.01.25	20,000
63	11.11.30	10,000	163	12.02.25	50,000	63	12.05.11	28,789	163	13.01.29	15,000
64	11.12.01	10,000	164	12.02.25	5,000	64	12.05.22	20,000	164	13.01.31	10,000
65	11.12.01	50,000	165	12.02.25	20,000	65	12.05.23	15,000	165	13.02.01	10,000
66	11.12.01	9,821	166	12.02.28	30,000	66	12.05.24	100,000	166	13.02.02	30,000
67	11.12.01	10,000	167	12.02.28	10,000	67	12.05.24	20,113	167	13.02.20	3,000
68	11.12.01	63,000	168	12.02.28	20,000	68	12.05.26	10,000	168	13.02.23	15,000
69	11.11.30	111,740	169	12.02.29	5,000	69	12.05.26	20,000	169	13.02.26	20,000
70	11.12.02	2,500	170	12.02.29	30,000	70	12.05.29	50,000	170	13.02.28	10,000
71	11.12.02	10,000	171	12.02.29	10,000	71	12.05.29	10,000			
72	11.12.02	30,000	172	12.02.29	50,000	72	12.05.30	50,000			
73	11.12.06	30,000	173	12.02.29	5,000	73	12.05.31	30,000			
74	11.12.07	60,000			74	12.05.31	30,000				
75	11.12.08	300,000			75	12.06.02	15,000				
76	11.12.09	150,000			76	12.06.05	10,000				
77	11.12.10	30,000			77	12.06.07	5,000				
78	11.12.10	10,000			78	12.06.08	20,000				
79	11.12.13	100,000			79	12.06.09	5,000				
80	11.12.15	21,000			80	12.06.13	10,000				
81	11.12.15	11,000			81	12.06.15	80,000				
82	11.12.15	20,000			82	12.06.16	50,000				
83	11.12.16	100,000			83	12.06.20	20,000				
84	11.12.20	15,000			84	12.06.23	10,000				
85	11.12.21	30,000			85	12.06.23					

本件丁口座の振込入金（売上金）額集計表

(単位：円)

平成12年2月期			平成13年2月期			平成14年2月期		
No.	年月日	入金額	No.	年月日	入金額	No.	年月日	入金額
1	11.04.05	35,785	1	12.07.03	20,000	1	13.03.08	30,000
2	11.04.06	31,343	2	12.07.03	30,000	2	13.03.09	5,000
3	11.04.06	5,000	3	12.07.10	14,380	3	13.03.14	20,000
4	11.04.20	150,000	4	12.08.17	1,401	4	13.03.23	25,000
5	11.04.22	12,765	5	12.08.21	10,000	5	13.04.09	30,000
6	11.04.28	26,000	6	12.08.21	100,000	6	13.04.16	10,000
			7	12.08.22	500,000	7	13.04.23	15,000
			8	12.08.24	50,000	8	13.05.08	30,000
			9	12.08.28	20,000	9	13.05.14	30,000
			10	12.08.28	100,000	10	13.05.17	10,000
			11	12.09.05	500,000	11	13.06.01	15,000
			12	12.09.06	200,000	12	13.06.08	30,000
			13	12.09.13	50,000	13	13.06.20	20,000
			14	12.09.14	3,000	14	13.06.20	20,000
			15	12.09.18	10,000	15	13.07.04	30,000
			16	12.10.03	30,000	16	13.07.05	15,000
			17	12.10.13	65,000	17	13.07.19	10,000
			18	12.10.20	50,000	18	13.07.26	30,000
			19	12.11.08	30,000	19	13.08.06	15,000
			20	12.11.13	25,000	20	13.09.03	20,000
			21	12.11.27	15,000	21	13.09.05	15,000
			22	12.12.06	30,000	22	13.10.10	15,000
			23	12.12.27	15,000	23	13.11.06	20,000
			24	13.01.10	30,000	24	13.11.27	20,000
			25	13.01.11	30,000			
			26	13.01.29	10,000			
			27	13.02.02	15,000			
			28	13.02.07	30,000			
			29	13.02.20	10,000			
			30	13.02.28	15,000			
合計(6件)		260,893	合計(30件)		2,008,781	合計(24件)		480,000

更正決定

原告 A株式会社
被告 国

上記当事者間の当庁平成●●(〇〇)第●●号法人税更正処分等取消請求事件について、平成21年8月28日当裁判所において言い渡した判決に明白な誤謬があったので、次のとおり決定する。

主 文

上記判決の32ページ20行目、33ページ14行目及び40ページ5行目に、各「登川支店」とあるのをいずれも「澄川支店」と更正する。

平成21年8月31日

札幌地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官 中山 幾次郎

裁判官 村主 隆行

裁判官 鶩坂 計知